

第二十六回国会
衆議院
内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 福井 順一君 理事 保科 善四郎君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

北 吟吉君

辻 政信君

船田 中君

栗山 博君

飛鳥田 一雄君

下川 儀太郎君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

労働大臣 松浦 周太郎君

國務大臣 小瀧 彬君

出席府委員

法制局長官 林 修三君

総理府事務官(國) 廣岡 謙二君

防衛府事務官(長) 増原 恵吉君

防衛府参事官(教) 都村 新次郎君

育局長事務取扱 加藤 陽三君

防衛府参事官(人事局長) 北島 武雄君

防衛府参事官(経理局長) 足立 篤郎君

大蔵政務次官 大蔵政務次官

委員外の出席者

総理府事務官(調達局長) 鈴木 昇君

産部次長 専門員 安倍 三郎君

三月十五日

委員中村時雄君辭任につき、その補

欠として川俣清君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

防衛府職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一五号)

防衛府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

○相川委員長 これより會議を開きます。

去る六日本委員会に付託されました内閣提出にかかる防衛府職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、これより審査に入ります。

まず政府より提案理由の説明を求めます。小瀧國務大臣。

防衛府職員給与法の一部を改正する法律案

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法の一部を改正する法律

防衛府職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は別表第五」を削り、同条第二項中「防衛大学校その他政令で定める防衛府の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員(以下「教育職員」という。以外のも又は教育職員の区分に応じ、別表第二若しくはロ又は別表第六」を「政令で定める適用範囲の区分に従い、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第八までに改め、同条第三項中「別表第三又は別表第七」を「別表第二」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給日額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に依りて、政令で定める額とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(職務の等級)

第四条の二 参事官等及び事務官等の職務は、別表第一及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までに定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2 参事官等及び事務官等の職務の等級ごとの定数は、国家行政組織

に關する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基く分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定める。

3 参事官等及び事務官等の職務の等級は、前項の規定による職務の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

第五条を次のように改める。

(初任給等)

第五条 新たに職員(参事官等、事務官等及び自衛官をいう。以下本条において同じ。)として任用された者の俸給額(参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。)の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合の一に該当したときの俸給額の決定基準については、政令で定める。

一 参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、事務官等が参事官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

二 陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛官」という。)が海上自衛隊の自衛官(以下「海上自衛官」という。)若しくは航空自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。)となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 参事官等又は事務官等が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合

五 事務官等が一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

前項の場合において、防衛府長官(以下「長官」という。)は、他の職員との権衡上必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その者の属する職務の等級又は階級における最高の号俸をこえて俸給額を決定することができる。

3 一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定は、事務官等の官職及びその官職を占める者の俸給月額の決定について準用する。この場合において、同法同条中「前条」とあるのは「前二項」と、「人事院が定める」とあるのは「総理府令で定める」と読み替へるものとする。

4 一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項から第九項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法同条第六項ただし書中「第三項又は第四項」とあるのは「防衛府職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第五条第一項」と、同法同条第七項中「職員の勤務成績が特に良好である場合」とあるのは「政令で定める場合」とする。

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

内閣委員會議録第十八号

昭和三十三年三月十五日

第一類第一号

と、同法同条第八項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」と「職務の等級」とあるのは「職務の等級又は階級」と、技能労働職務俸給表の適用を受ける職員にあつては、二十四月とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と読み替へるものとする。

第六條から第九條までを次のように改める。

第六條から第九條まで 削除

第十條第三項中「その日」を「その日（職員が第五條第一項第一号又は第二号に掲げる場合の一に該当して前の職員の職を離職した場合にあつては、その日の前日）」に改める。

第十一條の二を次のように改める。

（俸給の調整額）

第十一條の二 一般職の職員の給与に関する法律第十條の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替へるものとする。

第十一條の三第一項中「第四條に規定する」を削る。

第十三條第一項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）を「長官に改める。

第十四條第二項中「昭和二十五年法律第九十五号」を削り、同条第三項中「第十一條の二第二項」を「第十一條の三第一項」に改める。

第十六條第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第十八條第一項中「陸曹等」を「一

等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下

の自衛官（以下「陸曹等」という。）に改める。

第十八條の二第二項中「航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当」を削る。

第二十七條第一項中「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四條第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一條第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三月の給与期間」と、」を加える。

第二十八條中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八條の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八條の三とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五條第二項の規定により引き続き勤務することとを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二條第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、同法第三條第一項中

「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四條第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」と、同法第九條中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八條の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二條第一項中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法第二十八條の規定による退職手当及び」とする。

3 前條の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七條の勤続期間から除算する。ただし、同法第十條の規定の適用については、この限りでない。

4 学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間とは、同法第七條の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第一 次長、議長及び参事官等俸給表

次 議	長 長	官 職 等 級 號	參 事 官 等					
			1 等 級		2 等 級		3 等 級	
俸 給 月 額			俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間	俸 給 月 額	昇給 期間
73,000 ^円		1	48,200 ^円	12	34,500 ^円	12	18,500 ^円	12
		2	50,500	12	36,400	12	19,600	12
		3	53,000	12	38,300	12	20,800	12
		4	55,500	12	40,200	12	22,000	12
		5	58,000	12	42,200	12	23,200	12
		6	60,500	12	44,200	12	24,400	12
		7	63,000	15	46,200	12	25,700	12
		8	65,500	18	48,200	15	27,100	12
		9	68,300	24	50,500	18	28,500	12
		10	72,000		53,000	21	29,900	12
		11			55,500	24	31,300	12
		12			58,000		32,900	12
		13					34,500	12
		14					36,400	15
		15					38,300	15
		16					40,200	18
		17					42,200	21
		18					44,200	24
		19					46,200	

別表第一を次のように改める。

表 2 自 1980 年以來

[illegible]

別表第三から別表第七までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(切替及び切替に伴う措置)

2 この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員(参事官等及び事務官等)については俸給月額をい、自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ。)にあつては俸給日額をいう。以下同じ。は、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額(旧法第十一條の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で總理府令で定めるものについては、總理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。)に対応する切替表(参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則別表第一から附則別表第十一まで、自衛官にあつては附則別表第十二をいう。以下同じ。)に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までをいう。以下同じ。)に定める

その者の属する職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給額が切替表に期間の定めのある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額(前項の規定により切り替へられた俸給額をいう。以下同じ。)を受ける期間に達する期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給額に達しない額であるときは、その新俸給額)をその者の切替俸給額とする。

4 前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者については同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5 新法第五條第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期

間(その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、總理府令で定める者にあつては、これに三月(切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で總理府令で定めるものについては、六月)を加えた期間)を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定めのある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合において、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給額が参事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七千四百円、自衛官にあつては二千八百八十円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9 昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において旧法第六條第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるも

のについては、政令で定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における最初の昇給について、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員(当該号俸に達するまでの昇給については、政令で定めるところによる)は、

11 切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができ、この場合において、その者の職務の等級が決定されるまでの間においては、總理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額(總理府令で定める額)を、切替日以降において新たに事務官等となつた者については總理府令で定める額を、同法に

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基く命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

13 新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項、附則第五項及び附則第十一項の規定に基き内閣總理大臣が總理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、政令で定める。

16 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十九條ノ三を次のように改める。
第五十九條ノ三 前條第一項ニ規定スル一號俸又ハ二號俸上位ノ一號俸ヘノ昇給ニ付テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一號俸上位ノ一號俸トシテ之ニ直近スル上位ノ一號俸ヲ以テ二號俸上位ノ一號俸トス

17 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第1 参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円 15,000	円 16,300	月 6	円 25,100	円 27,100	月 9	円 41,800	円 44,200	月 3
15,500	16,300		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	6	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000	6	33,500	36,400	9	55,900	58,000	3
21,000	23,200	9	34,800	36,400		57,700	60,500	
21,800	23,200	3	36,100	38,300	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

附則別表第2 自衛官新旧俸給日額切替表

イ 幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間
円 535	円 585	月 6	円 960	円 1,020	月 3	円 1,860	円 1,950	月 3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	3
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	3
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

陸曹等

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
円 180	円 190	月	円 285	円 315	月 6	円 515	円 540	月
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

○小瀬国務大臣 ただいま議題となり
ました防衛庁職員給与法の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の
理由並びに内容の概要を御説明申し上
げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨に
かんがみ、一般職の職員の給与に関す
る法律の一部を改正する法律案を提出
いたしました。防衛庁職員は、特別
職でございます。その給与につきま
しては、防衛庁職員給与法の定めると
ころになっております。従いまして、
今回一般職に属する国家公務員の給与
改正の趣旨に準じまして防衛庁職員の
給与を改正いたすこととし、本法律案
を提出した次第でございます。

次に本法律案の内容の概要を申し上げ
ます。今回の給与法の改正は、俸給
制度の改正を中心とするものでありま
して、参事官等並びに自衛官に適用さ
れる俸給表を従前と同様の方法でこれ
に対応する一般職の俸給表にならって
改正いたしますとともに、事務官等につ
きましては、今までと同様に今回新
たに制定されます一般職の職員に適用
される俸給表によることとしたし、こ
の際自衛官以外の職員につきましては、
一般職の職員の例にならって職務
の等級制度を新設することにしたしま
した。

なお、俸給制度の改正に伴う新旧俸
給額の切りかえ及び切りかえに伴う措
置に関しましては、本法律案の附則に
規定いたしておりますが、これまた一
般職に属する国家公務員のそれに準じ
て定めたものでございます。
その他、今回の給与改正に関連いた
しまして、関係諸規定の整備を行なっ
ております。

本法律案の施行期日等につきまして
は、それぞれ一般職に属する国家公務
員と同様に規定いたしました。
以上が本法律案の提案の理由並びに
内容の概要でございます。

どうかすみやかに御審議の上御賛成
下さいますようお願いいたします。

○相川委員長 これにて提案理由の説
明は終了いたしました。本法律案に対
する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

○相川委員長 次に去る六日本委員会
に審査を付託されました内閣提出に
かかる特別職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案を議題とし、
これより審査に入ります。

まず政府より提案理由の説明を求め
ます。足立大蔵政務次官。

特別職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律
(昭和二十四年法律第二百五十二号)
の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出しを「(調整措
置)」に改め、同条の次に次の一条を
加える。

第十五条 常勤を要する国家公務員
から引き続いて内閣総理大臣等
(第一条第十六号及び第十七号に
掲げる職員を除く。)となつた者の
うち、その者の常勤を要する国家
公務員としての在職期間が二十年
をこえる者で政令で定めるものに
対しては、そのこえる年数に応
じ、かつ、一般職の職員及び他の
特別職の職員の給与との権衡を考

慮して、政令で定める金額の特別
手当を支給することができる。

2 前項の規定の適用を受ける職員
の勤務地手当又は期末手当の額に
ついては、第四条又は第七条の二
の規定により一般職の職員の例に
よるほか、同項の特別手当の額を
その計算の基礎とするものとする。

別表第一中「五七、〇〇〇円」を
「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二
中大使の項を次のように改める。

大使	五号俸	四号俸	三号俸	二号俸	一号俸
	八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

官職名	俸給月額
秘書官	
八号俸	五、〇〇〇円
七号俸	四、五〇〇円
六号俸	四、〇〇〇円
五号俸	三、五〇〇円
四号俸	三、〇〇〇円
三号俸	二、五〇〇円
二号俸	二、〇〇〇円
一号俸	一、五〇〇円

附則
この法律は、昭和三十二年四月一
日から施行する。

○足立政府委員 ただいま議題となり
ました特別職の職員の給与に関する法
律案につきまして、提案の理由を御説
明申し上げます。

本法案は、今般、一般職の職員に給与制度の改正が行われることになりましたのに伴い、特別職の職員の一部につきまして一般職の職員との権衡を考慮して給与の改訂を行ふほか、特別職の職員であつて常勤を要する国家公務員として長期に在職した者について特別手当を支給できるようにする等のため、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加へようとするものであります。

次に改正の要点を御説明申し上げます。第一、特別職の職員のうち俸給月額が七万二千円以上の者及び憲法調査会の委員等のいわゆる非常勤の職員につきましては、一般職の職員の給与制度改正の趣旨等にかんがみ、この際給与の改訂を行わないこととし、その他の職員すなわち、東宮大夫、式部長官及び秘書官の給与については、同等の一般職の職員との権衡をはかり、俸給月額を現行より若干増額することとしたしました。

第二に、常勤を要する国家公務員から引き続いて特別職の職員となつた者のうち、国家公務員としての在職期間が長期にわたる者に対しては、特別手当を支給することができるよういたしました。所要在職期間、特別手当の支給額等については、他との権衡を考慮して政令で定めることとしております。

第三に、在外公館のうち一部公使館の大使館への昇格に伴い、大使の俸給表に公使の最低の俸給月額と同額の俸給月額を設けるため俸給表を改正いたしました。

以上がこの法案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに

御賛成あらんことをお願いいたします。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

本法案に対する質疑は、後日に議することといたします。

○相川委員長 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を続行いたします。辻政信君。

○辻委員 長い間外交畑に活躍されて、正しい国際情勢の見通しを持っておられる新長官に対して、私が心から期待しておるのは、今までの古い頭で立案された既定の防衛計画に、根本的な修正検討を加へられるという点であります。その前提をなしますものは、国際情勢の正しい見通しでございますが、小瀬長官にまずお伺いしたいのは、第三次大戦が近く起るとお考えになつておりますか。また朝鮮事象のよ

うな局地戦争が、日本の近く近く起る可能性があるとどうお考えになつておられるか、それをまずお伺いしたいと思います。

○小瀬國務大臣 私は簡単に申しまして、第三次大戦が起る可能性は遠のいておるといふように、概括的に申し上げて差しつかえないと思つておるのであります。しかしそうかと申しまして、昨年中の例から考えましても、局地的な問題が起らないというように即断するのは、これは実際に即しないところの単なる希望の全見方であつて、そういう可能性は全然ないということ

は言ひ得ないのが、現在の国際情勢であると考えております。

○辻委員 明快な御答弁です。第三次大戦が近く起らないということを前提にいたしますと、日本の防衛は数年前を見通して立てるといふことが必要になつて参ります。従来の陸上十八万、海上十二万四千、航空三千三百の目標は、将来の科学の進歩を考えますと、私は根本的に立案し直す必要があるのじゃないかと思ふ。それはドイツの再軍備を見ましても、アメリカから要求された五十万の既定案を昨年の秋根本的に改編をしております。そして新しい兵器である誘導弾を中心として、全く独創的な計画に練り直しております。アメリカにおきましても同様であります。在来の師団の編成を根本的に改めて、誘導弾、オネスト・ジョーンというものを中心とした、いわゆる先頭弾的なものをもつて充てようとしておるのであります。しかるに日本の防衛計画のいわゆる長期目標、防衛庁内における一試案なるものは、三年、四年前から陸上十八万、海上十二万四千、空軍は千三百機という古い頭でワ

クが固まつておりやしないかと思ふのであります。長官はそういう見通しのもとに、在来の計画を新しい頭で根本的に立て直していただきたいというところを心から念願しておりますが御見解はいかがでありますか。

○小瀬國務大臣 御承知のように、この長期計画は国防会議にかけてこれを決定しなければなりません。それにつきまして、すでに事務的にはいろいろ検討いたしておりますけれども、まだはっきりするところというものは決定いたしておりませんけれども、しかし御指摘のように、現在の兵器の発達の状態にかんがみまして、ま

た世界の戦略体制というものの変化に伴ひまして、もちろん質的な変化も否定的な重要であるということも、これは否定し得ないところでありまゝです。で、こういう点もよく勘案いたしまして、従来防衛庁として持つておりました試案をそのまま、これを国防会議にかけるというふうな考えでなしに、現在の事態ともならみ合せてこれを検討していきたいと思います。

○辻委員 その一つの例をとつてみますと、日本の防空であります。これは防空兵器の体制が根本的に變つてい

る。にもかかわらず、現在ではF86という落後した古い戦闘機を中心にして、数年後の体制をやろうとしておられる。数年後にはおそらくF86というものは姿を消すだらうと思ふ。誘導弾を主体とした新しい防空体制が世界の趨勢になつております。それを知つておるのか知らないのかわかりませんが、空幕ではF86の飛行場を全国に探そうと血眼になつておられる。こういうことは時代錯誤もはなはだしい。防空体制はF86じゃない。誘導弾を中心とした新しいものがある。この一つの例をとつてみても、そこに大きな考え方の差がありはせぬかと思ふますが、長官の御見解を伺いたい。

○小瀬國務大臣 航空機が非常に発達いたしまして、御指摘のように、今のF86というものは最小限度の空に對する備えとして果して至当であるかどうかというところも、検討の余地があるかと思ひます。しかしこれはやはり日本の経済力、また国民感情というよりなものをよく考えなければならぬところでありまして、そういういろいろな

角度から研究しなければならぬところだらうと考えます。現にF86では不十分であるから、センチュリー・シリーズというよりなもの、100とか104というよりなものを使わなければならぬのではないかとこの度で検討はさせておりますが、いろいろな角度から考えなければならぬことがございますので、今ははっきりとどうだということとは決定しておりませんけれども、仰せのような実情というものは常に頭に置いて、最小限度の防空体制を整へるべく、今後努力していきたいと思ふます。

○辻委員 きのうの東京新聞の夕刊におもしろい記事が出ております。それは、「脅威のソ連誘導弾基地群」というのですが、お説みになつたと思ひます。これは一つの徴候であります。F86で大陸からの誘導弾を一体防げるのか。日本に對する攻撃が加へられるとする

と、その兵器は有人飛行機でなしに、誘導弾です。形の小さい、快速の誘導弾です。それを一体F86で防げと思つておられるのかどうか。国民感情ということをおしやいましたが、国民感情はF86に執着を持つておられない。また経済力と言われましたが、経済力は飛行隊よりも誘導弾の方が安上がりであります。そういう点についてどうお考えになるか承りたい。

○小瀬國務大臣 誘導弾につきましては、すでにいろいろな委員会でも御説明申し上げておりますように、今のよう

とを目的としたしまして、できればこれが開発に必要な見本的な意味においても、一そういふ見本として適当と思われる誘導弾について、これを提供してもらって、そうして日本は日本に最も適した誘導弾を開発するという考えのもとに、これまでアメリカ側と折衝もいたしまして、またスイスからもいろいろしたものを取り入れる、買入れられるというので、昨年も皆様の御承認を受けたような次第でございまして、こうした点を決して見のがしておるわけではなく、日本の事情に適するような、また日本ではこれは少し行き過ぎた攻撃的なものにはしないかとおそれられる種類のものは、あくまで排除いたしまして、日本として最も格好と思われるものの開発をしていきたい、こういう方針で進んでおります。

○辻委員 次に訓練について二、三お尋ねいたします。過日大問題になりました行軍の事件、それを十分調査した上で長官としては処罰なさったのだらうと思いますが、お伺いしたいことは、この計画は第三管区総監の発意したもので、それとも中央から指示したもので、あるいは実行部隊が希望し、もしくは幕僚の進言によってこの計画が立てられたのか、それを御調査になったか。これは長官以外でけっこうです。

○加藤(陽)政府委員 これは本委員会でもたびたび申し上げましたが、中央の方からは一般的にこういふような訓練をやれという抽象的な指示はいっておるのでございまして、その抽象的な指示に基づきまして、この第三管区総監部において計画して実施したということに相なっております。

○辻委員 その発意者が何者であったか、実行部隊が進言をしてその案が成り立ったのか、それとも金山総監が自分の発意でそれを発動したのか、あるいは幕僚がやろうとして総監の決意を受けてやったのか、そこまでお調べになったかどうかということをお伺いしたい。

○加藤(陽)政府委員 この計画は昨年度も実施しておるものでありまして、昨年度は比叡山及び饗庭野方面にかけまして、やっぱり七十数キロの行進競技をやっております。今回はその行進競技の経路をもとにいたしまして、若干構想を変えて、広島県の原村において実施しました。これが総監の発意になるかあるいは幕僚の発意になるかということでありまして、私は両方の意見が合致してできたものだと思っております。

○辻委員 死亡された方は三曹及び士長と承わっております。三曹といえは昔の軍隊の伍長であり、士長は上等兵であります。おそろく入隊後二、三年たった熱練した隊員であらうと思えます。これは単に行軍そのものが過重であったとは私には考えられない。いわゆる初年兵に相当する人たちが死なずに行っておるのであります。そうしますと、死んだ原因がほかになかったかという疑問が起ると思えます。お伺いしたいことは、これだけの強行軍を実行するときに、隊長もしくは総監は、参加する隊員の精密なる健康診断をおやりになったかどうか、それを承わりたい。

○加藤(陽)政府委員 これも本委員会で申し上げましたが、これらの隊員はいずれも数年前に入隊しておる者でございます。今回の行進競技に關しましては、昨年の十一月に全員の定期健康検査をやっております。その際は兩名とも異常を感ぜませんでした。その後今回の行進に至るまで三回も予行演習をやっておりますが、そのうち三等陸曹の千頭君につきましては、三回の予行演習に参加いたしまして、無事に競技を終えております。岸上君につきましては、初めの二回は参加いたしておりませんが、三回目に参加いたしておりまして、三回目に参加いたしておりまして、その三回目に終つております。今回の行進の前には、さらに大隊長が健康の不良なる者に対しまして申し出を待ちまして、医官の検査を受けさせまして、不適格者を除いております。さらに行進の開始に當つては、医官を連れて間診及び指診をやっております。

○辻委員 それでは伺いますが、現在自衛隊全体を通じて、軍医の定員は何パーセント充足されておりますか。

○加藤(陽)政府委員 手元に資料を持っておりませんが、正確なことは申し上げかねますが、陸海空を通じて約千名であります。そのうち実員が三百二、三十名あります。

○辻委員 三〇%の実員があつて、七〇%が欠員になつておる。衛生関係で承わりたいのは、参加した第七連隊の第三大隊には、演習当時何名の軍医と衛生兵がついていたか。

○加藤(陽)政府委員 この演習につきましては統裁部といたしましては救護所を二カ所設けまして、そこにはそれぞれ医官一名と救護員二名が配属になつております。そのほかに参加いた

しました三個大隊につきまして一個ずつの収容班をつけております。その収容班には医官一名、救護員数名が参加いたしております。

○辻委員 昔の軍隊でありますと中隊に二人の衛生兵がおります。大隊に一人の軍医と衛生下士官、連隊には二人の軍医と衛生下士官がおります。こういう演習をするときには、連隊、大隊を全部がき集めてきて、少くとも一個大隊に二、三人の軍医をつけ、中隊に二名ないし三名の衛生兵をつけなければ実行部隊としてははなはだ不十分。この二名がなくなつたのは、行軍訓練が過重であつたというより、発作的な病氣とか何かがあつたのじゃないか。従つて応急処置をやれば助かったのじゃないか。軍医の手不足とか衛生人員の手不足のために、こういう結果が出たとお考えになりませんか。

○加藤(陽)政府委員 ただいま御説明を落しましたけれども、各中隊には救護員が数名ずつ、これは普通の隊員でございますが、これを救護員と指定いたしまして、健康の管理について配慮するようになつております。

二人の死亡につきましては、非常に遺憾なことではあります。その原因につきましては、必ずしも医官の手不足によるものかどうかには断定をしておりません。

○辻委員 私は四年前新町の特車大隊を見学に行ったことがあります。あのときに軍医がいなかったために四十度を超した患者が長い間放置されておつた事実を見たことがある。現在の自衛隊の最大の欠点は衛生部門の軽視である、定員が三〇%しか充足されておらない、とうとう子弟をあずかるあなの方

中央部の責任者として、だまつてこれを見ておられるのか。私は四年前から衛生部門の欠陥をこの委員会指摘してあります。しかるにまだ防衛庁の内局におきましては、衛生局というものが作られておらないのであります。世界中どの軍隊をいふにしても衛生局のない軍隊がありません。単に隊員三名の衛生課だけで二十万の衛生の指導というものができるとお考えになるのか。何がゆゑに三年前からやっておりますことを、今日までその欠陥を承知しておりながら充足するという努力をなさなかつたか。その点から申し上げますと、第一線部隊に責任があるのじゃない、この大きな中央部の施策に私は今度の事件の大責任があると思つております。これについて長官どうお考えになりますか。

○小瀬国務大臣 私も衛生関係の隊員が少いということを聞きまして、非常に遺憾に思つております。実際問題といたしましては、これは研究機関とか、施設なんかはまだ十分でないというより、なにも起因しておるものでありま

○辻委員 これは今始まったことではない。長官は御存じありませんが、四年前からわれわれはこで声を大にして衛生部面の欠陥を指摘してゐる。にもかかわらず、内局にまだ衛生局さえ設けてない。一課である。教育はどうか。教育は陸海、航空各自衛隊にそれぞれ教育の機関が充突してゐるにかかわらず、必要のない教育局というものを作つて、そこに軍隊訓練に経験のない方を局長にしてゐる。人間の命を

た諸君の中にある。それをよく考えて
いたいただきたいのであります。

○小瀧國務大臣 詳細は係の局長から
説明された方がいかと思います。が、
先ほど加藤局長も申しましたように、
今回の事件に対しましては、特に衛生
関係の者が手不足であつたからこうい
うことになつたのだというようには、私
どもは判断いたしておらないのであり
ます。しかしながら、辻さんがおつしや
いますように、衛生関係を充実するとい
ふことの必要は十分痛感いたしてお
るものでありますので、こういう事件
もありました際でありますから、われ
われ防衛庁の方では従来からこの衛生
関係を強化するということを希望して
おつたのですが、ぜひその希望を達成
するように皆様からも御支援をお願い
いたしたいと考えておるのであります。

それから処罰について不公正である
ということでありましたが、これにつ
きましては、詳細説明すればおわかり
下さるだらうと思います。なるほどこ
れを立案いたしました者の責任は重大
であります。が、しかし立案者におき
ましては、従来もこれを実行しておつ
たし、現地も踏査いたしております。そ
うして雨が降つたら場合によつてはや
めてよろしいということも指令をして
おる。そうして規律を一番大事にする
のだ、速度が大事ではないのだという
ことも指令いたしておるのであります。
ところで、それではなぜこの幕僚
長の方が重い処罰を受けたかと申しま
すると、幕僚長はこの相談に乗つたと
いうだけではないに、事実統裁官として
これに加つたのであります。事故
のために總監が来られないので、統裁
官になつたのは幕僚長であります。そ

こで私どもも、この冬やっただというような点とかいろいろなことを考えまして、またこの計画についても必ずしも計画が万全であつたとは思へないけれども、あの計画というものが総監の方で計画した通りに、そうして指示の通りに行われたら、あるいはそういう問題も起きなかつただろうと思ひます。昨年も起してあります。ただ競争の形であつて、また昨年と違ひまして、選抜の大隊を出したのがおもしろくなかつたのではないか、こういうような点を考えまして、もちろん計画者にも責任を負わせ、しかもこれは第三管区の総監から陸上幕僚監部にかわつてくるといふような処置もとつておるのであります。ところがこの幕僚長の方が重かつたのは、今申しましたように、現場におつて事実を見ておる。雨も降るし、寒くなるし、途中で行軍を一時休もうかとした際に、できる——その判断は、情勢としてできると考えたのであります。必ずしも間違つたとは思へませんが、その際に、いろいろな部隊を統裁官として見て十分注意をしたら、あるいはもう少し円満にこの行進が実行できたのではないか。少くとも最初の部隊、その次の部隊は一人の犠牲者もなく行なつております。ことに最初の部隊は、速度は最後の問題を起しました部隊より二時間くらいおさいけれども、非常に規律正しく入つてきておる。そうして落後者も一人も出してない。その次の方は、少しスピードは早かつたが、しかし部隊長が回つてみて、むしろ勸めて、お前は悪そうだからというので、落後者は十人も出したけれども、とにかくきちんと目的地に到達いたしておるのであります。

す。ただ問題は最後の部隊です。そこに相当実施面に無理があったのではなにかということが感じられる。しかし全体の実施面につきまして、統裁官として幕僚長は加わっておったのですから、そういう意味におきましては、実施面においても責任を負うべき人ではなからうか、こういうような判断をいたしましたものであります。下の方に過酷だとおっしゃいますが、なるほど上と下では、下の方に処罰が重くなっております。これは、この状況につきまして、社会党の議員の方からもいろいろ私どもに御指摘になりました。私ども、単に監察隊のみならず、警務隊も派遣いたしましたして、詳細調査いたしました。気持といたしましては、あくまで激励の気持であつたでありまして、いろいろ、いろいろその状況について調査したところによりますと、特に最後の大隊というものが、もしほんとうの計画通りの気持でやつたならば、こういうことにならないで済んだかもわからないものを、相当無理なことをやつておる。これは新聞なども書いておつて、辻さんも御承知だろうと思ひます。そういう点から、特に明らかに刑法上にいう暴行罪に該当するとは私どもは考えませんけれども、とにかく激励の気持はよかつたかもしれないが、相当行き過ぎた激励の方法を大隊長みずからとつたということも、これは明らかであります。しかりとすれば、私どもの決定いたしました処罰が特に大隊長、また現場の最後の大隊の人に対して重かつたというようには考えない。最も公正を期してこれを処断いたしましたつもりでございます。

○辻委員 次に、米子の事件について申しますが、これはここでも質問がありました。C46の事件で十七名死んでおる。死人に口なしで、操縦者が悪い。誤った。天候が悪かった。一切の責任を操縦者と天候に転嫁しておられるのではない。私は、根本はアメリカの腐敗飛行機を使っておるという点にあると思います。米軍が使っていない飛行機である。アメリカでは旧式であるというので製造を中止しておる。それを、もうものは何でもというこじき根性で、今までもらつておるというところに原因があるのではない。もしそれが原因がない——この前の委員会では、あの飛行機は大丈夫だとおっしゃいましたが、それでは私はあなた方にお勧めします。長官以下内局の諸君が旅行されるとき、視察されるときには、これからC46に乗っていただきたい。そうして国民の前に、この通りおれたちは乗っているんだ、大丈夫だといふあかしを立ててもらいたい。その御決意があるかどうか。それができないならば、アメリカに強硬に要求して、ああいうものはやめたい、ごめんこうむるとなせ言わぬか。決して民間航空機に乗らないで、C46で内局の人は飛び回っていただきたい。そうしないと、これを扱っておる兵隊の士気が保てません。それを特に申し上げておきます。

○小瀧国務大臣 もちろん私もC46に乗れる機会さえあれば喜んで乗ります。私も国会のお許しさえあれば、今度ああいふ非常に不幸な事件を起しました美保へも喜んで乗っていきうと思つております。私は今までも飛行機でアパリの水田の中に落ちたこともありました。私はそんなことを……しかし、C46はアメリカが、なるほど今製造はしてありませんけれども、現に使つておるのであります。ヨーロッパでも使つております。私はここで長々とC46の性能を説明しようとは思いませんが、辻さんは御承知だろうと思ふ。みんな向うも使つておるのであります。内局の者も部隊の訓練などに差しつかえない限り当然乗るべきである。時間も節約できるし——終戦直後のごときは、大阪からここに参りますときには、私どもは席のないあの輸送機にどれだけ乗つたかもしれない。私は自信を持つてこれからできるだけ大いに乗り歩いて皆さんに範を示そうと思つております。

○辻委員 ぜひそうしてもらいたい。次にお伺いしたいのは、操縦者の給与についてですが、現在F86、T33を操縦できる人員は一体何人ぐらいおりますか。

○都村政府委員 今はっきりした数字を持つておらないのでございますが、私の記憶によりますれば、F86の操縦士は四十五名、それからT33が約百名と承知しております。

○辻委員 これは私の調査によるとだいぶ違つておりますから、あとでお調べ下さつた方がいと思ふ。ここでは無理でしょう。

それではお伺いしますが、F86の飛行機を一人前に扱えるようにするには金がどのくらいかかりますか。

○北島政府委員 約二年間の訓練を経なければなりません。私も今でも計算したところによると、約三千万円というところでございます。

○辻委員 それは私の調べたものの半分です。一人大体五、六千万円かかっています。これは給与と油、油が大へんですが、給与にどれだけの特典をおつけになつておるか。一日百二十六円という食費を今度の予算でどのくらいお増しになつたか。

○北島政府委員 航空機の搭乗士の給食経費は、現在基本食九十七円、加給食三十円、御指摘のように百二十七円になつております。三十二年度におきましては、ジェット機操縦士につきましては八十円増額いたしまして、基本食と合せまして二百七円ということになつております。

○辻委員 アメリカの兵隊は七百二十円です。アメリカの将校は千円です。もちろんぜいたくですけれども、これはぜいたくというよりも、あの疲労とカロリーの補充に要する費用なんです。これをやらぬと体力が持たないということをお自身も体験したのであります。

だいたいは古いが、ちょうど昨年の九月に私が築城を視察しましたときに、あの練習生が、一回飛ぶと、二回目に飛ぶときには非常に疲れるから甘いものがほしくなる、キャラメルも食いたくてしょうがないが、金がないから自腹を切つて自分でキャラメルを買つてなめていたという状態でありました。もう一つは、若い操縦学生は半年築城におらなければなりません。新婚の家庭は、その転住のための家族手当もなければ旅費もないので、遠いところから嫁さんをわざわざ連れて行って、民家の六畳の部屋を借りて三千円の家賃を滞給の中から払つてゐる。そしてその奥さんは、空を飛ぶ飛行機を見て、朝から晩まで主人の生命の安全を祈つてゐるというよりな状態が続いている。また、築城の居住設備を見ますと、これは御承知でしょうが、ひどいバラックでありまして、夏は四十三度になります。体力を休めるところが蒸し暑いのでありまして、扇風機一つ備へつけてない、また、食料の腐敗を防ぐための冷蔵庫一つない、こういうような悪条件で命がけの訓練ができるのか、今度の予算でそれをどう補正されたか、それを承わりたい。

○北島政府委員 ジェットの搭乗員の給食費につきましては、実は、基本食三十円の増加をとりあへず大蔵省に要求いたしました。その後データを整へまして、基本食から加給食まで合せまして約二百五十円近いところを要求したのであります。折衝の結果、最後に二百七円ということに落ちついたわけでありまして、これは現状から考えますとちょうど八十円の増加になつております。一応この程度で実行しまして、その上の成績を見て、さらに必要があれば来年度以降において増額を要求したいと考えております。

○辻委員 経理局長と人事局長はT33に乗つた体験がありますか。

○加藤(陽)政府委員 私は昨年十一月に乗つてみました。

○北島政府委員 私はまだ乗っておりません。

○辻委員 アメリカのパトリック空軍司令官は自分でF86とT33を操縦しておりました。空軍司令官みずから自由に飛んでおりますし、台湾の蔣介石の国防部長と参謀総長は、自分でF86を操縦して大陸の偵察をやつてゐる。

また源田空将は年は五十三だが、この老人が自分でF86を操縦して、夜間雨の中で強行着陸をしてゐる。そういうよりな体験をもつてあれが養われてゐるというところを経理局長は一つよく考へまして、そして、大蔵省の連中が文句を言うならばT33に乗せてみればよい、どのくらい疲れるかわかる。そういうふうにして、給与であの人たちが困らないように今後とも努力していただきたい。

次に、小さい問題ですが、隊長加俣が十二日以内で切られてゐる。日給八百円という高級ニコヨン隊長は、實際は隊長が率先して毎日飛んでゐる。隊長が乗るのをきらうと士気に影響するからである。ことに天候の悪いときはそうである。それを日額八百円増して、十二日以内でストップしてゐるが、これは今度どういふふうに変更されたか、それをお伺いしたい。

○加藤(陽)政府委員 今の辻先生の御指摘の点は、私どもの方でも重要な問題として検討したのでございまして、今度は、搭乗配置にある者とそうでない者とを区別いたしました。搭乗配置にございませぬ者でも、技量を保持するために月何回か乗らなければならぬ者は、航空手当を搭乗配置の者の六割支給するようにいたす予定でございまして。

○辻委員 私の貧弱な体験を御参考に申し上げますと、昨年九月七日十時三十五分にジョンソン基地を立つてT33に乗りまして、十一時五十五分には築城に着いております。一時間二十分で、十五時三十分には築城をたつて、十七時五十分にはジョンソンに着いておりま

す。二時間二十分です。途中中よりど台風の前線にぶつかまりまして、悪い天候のために落下傘でおける準備をしました。そうして家に帰ったときには、腹が減っておりかかわらず、疲労しまして食欲は全然ありません。そうしてきいた話ですが、小便が赤くなっております。そういう体験から見まして、操縦者の最大の負担というものは、カロリーをどうして保持するかという点です。もう一つは、その飛行機に乗っている三時間近くの間に耳に聞えるのは英語ばかりです。これは地上の米軍から気象通報があり、コースを報告しなければならぬ。雲にぶつかって所定のコースを下げるのも、あるいはちょっと退避するのにも、一々無線電話で米軍司令官の許可を受けなければ、どうにもあの飛行機が動けない。日本は独立したというが、空中は完全に米軍に占領されておる。地上は独立しておるかもしれぬが、空中は占領されておる。その青年たちが漏らしておることは、われわれは今訓練を受けておるが、努力の七割を英語に向けておる。もし死ぬようなことがあったら、技量でなくて英語で死ぬだろう。英語を知らぬために、どんなに優秀な者でも、英語ができない者は採用されない。一体この国防をやっておるのか。なぜその言葉を日本語に直すことができないか。空は完全に占領下にあつて、これを修正しようという努力、またその訓練を英語でなしに日本語でやつて、あの人たちの努力を軽くしてやる、これだけのことがアメリカに対してできないのですか。長官いかがでありますか。

○小瀧國務大臣 私どもの方では、今リーダー・サイトを日本側に引き受けるようにしよう、これは結局技術上の訓練も要りますし、いろいろ経費の関係もありませんが、とにかく特に技術者を訓練する必要がありますので、急にやるというような野心的な案を立てても、実際上不可能でありますから、漸を追うてこれを全部日本側の方において管理するという体制を整えようと、目下努力をいたしておる次第でございます。そうなりますれば、言葉の点もそれに関連して考えられるだろうと思ひます。ただししかし辻さんも御承知のように、最近の航空は、民間航空などにいたしても英語が使用されておるので、英語の信号もわかるように訓練しておくということでは、あらゆる意味において意味のあることであるか、絶対的に排除し得るようになるかどうかわかりませんが、今御指摘のような点は十分考慮すべき問題だろうと思ひます。

○辻委員 戦國機に乗つておる操縦者が築城から松島に行く途中、天候が悪くてジョンソンにおりることがある。そのときには旅費は支給されないで、疲れた操縦者が自腹で旅館を探して、自分で生活しなければならぬようになっておると思ひますが、そういう訓練中に不時着者に対して旅費を支給するということができておるかどうかが、経理局長に伺ひたい。

○北島政府委員 ただいま先生御指摘のような場合、あるいは従来予算上の制約から旅費を支給していないかと存じます。これは部内の旅費規程を変えますれば、私は可能だと存じます。

○辻委員 即時できるからやつてもらいたい。くたくたになつた者が自分で宿を探して、二千円の宿費を払わなければならぬ。訓練の不時着で、そういうばかげたことはない。やろうと思えばすぐできる。

次に伺ひたいことは、滑走路の補修に今年度幾らお金を使われたか。

○北島政府委員 どちらの滑走路でございますか。

○辻委員 今まで使つておる自衛隊の飛行場の滑走路です。

○北島政府委員 ただいま滑走路だけ分離しては資料が出ておりませんが、三十二年度予算に計上されております航空基地関係の経費をいたしまして、約六億円の歳出予算であります。

○辻委員 飛行機が一機大体一億円するのですが、その一億円の飛行機の寿命は滑走路でさる。滑走路が非常に悪いと早くいふことは御承知の通りであります。高いものを大事にしなうと思つたら、ほかのところで金を使うよりも、滑走路をよく整備してやる。その例をとりますと、ゴムタイヤを米軍では二百回使つております。しかし日本では滑走路が悪いために早くいたんで、二十回で廃品になつてゐる。二百回使えるものを二十回で廃品にしておる。また砂塵がエンジンに入つて命数が著しく短縮しておる。こういう高度の機械を扱う軍備はどこに大きな欠点があるか、どこに手を入れればよくいくかというこのポイントを押えられて——これは小瀧長官に特にお願いしますが、滑走路をきれいに整備しますと、飛行機の寿命が二倍になり、タイヤの寿命が二十倍になる。六億円で滑走路を整備する方が、飛行機を六機

買うよりはるかに安上りになる、そういうことを念頭に置いて、もし足りなかつたらそれをふやすように御考慮をお願いしたい。

次に、塔乗員が死んだらどうなるか、これを一つ加藤さんから伺ひたい。

○加藤(陽)政府委員 ただいまのところでは、国家公務員災害補償法によりまして給付をしておりますが、公務災害補償の遺族補償費をいたしまして千日分、これはその航空手当等が支給された千日分でありまして、葬祭補償として六十日分、退職手当として、これは勤続年数によつて異なりますけれども、一年につきまして一カ月分の百分の二十というものが大多数の場合でございます。それから死亡賜金が百二十日分、共済組合の方の弔慰金が三十日分、ほかに恩給法によりまして遺族扶助料がございします。

○辻委員 少尉はどのくらいになりますか。

○加藤(陽)政府委員 手元に持つております資料は二尉でございますが、二尉で一時支給金が百九万七千円となっております。恩給が九万九千円でありま

○辻委員 昔は少尉の俸給が七十五円のとくに、飛行機で落ちて死にますと一万円の特別の賜金があつたわけですから、それから私の知り得た世界の資料のうちで、これを一番重く見ておるのがソ連であります。共産主義のソ連におきましては、そのわれわれの戦争中の額よりもはるかに多い。詳細な数字は今持つておりませんが、決して金で人命をあがなうというわけではありま

せんが、その日その日が命がけの仕事であります。家族のことを考えられると、この死亡者に対する手当は、一般公務員がその辺で自動車にひかれて死んだのと違ひます。よくお考えになつて厚くしていただきたい、こう考へるのです。答弁はよろしくございします。

次は国防会議の廣岡事務局長に一、二お伺ひしたいと思ひますが、国防会議法案は昨年の七月この委員会で大騒動した最も重要法案の一つでありま

す。あなたは全国から簡拔されてその要につかれたので、非常に大きな期待を持つておられますが、防衛担当参事官は今だれになつておられますか、それをお伺ひしたい。

○廣岡政府委員 現在国防会議の事務局におきましては、防衛担当参事官というよりな制度でございまして、すべての職員が総合的に国防に関する諸施策を検討するといふ必要がございします。一体となつてこれが検討に当るといふような組織に相なつております。特別に防衛担当の参事官を置くというよりなことはなつておらないのであります。

○辻委員 参事官は三名でしたか。それのうち今何名おられますか。

○廣岡政府委員 現在三名おられます。

○辻委員 欠員はどのようにふやさないのですか。

○廣岡政府委員 この補充、選任につきましては、速急に選考するというより努力をいたして参つたのでございしますが、いろいろな事情もございまして、今日までこれが決定を見る段階に至つておりません。しかし速急に選考

いたしまして、これを決定いたしたいと考えております。

○辻委員 私確かめたわけじゃありませんが、話によりますと、いわゆる防衛関係を担当する参事官は内局の防衛一課長が兼任しておられることを聞いておりますが、それは間違いないですか。

○廣岡政府委員 そういふことはございません。

○辻委員 あなたの任務は、単なる狭い視野の軍事知識じゃなしに、非常に広範な視野に立つて、防衛庁その他企画された案を検討しなくてはならぬ重要な立場にあります。そこで、今あなたが全体の国防計画、基本方針等をお考えになる上において、一番頭を悩ましておられる問題はなんですか。

○廣岡政府委員 申し上げるまでもなく、国防計画、国防方針というものは、国の安全と独立をはかる上におきまして、きわめて重要な問題であります。しこうして国防の問題におきましては、ひとり純軍事的の問題のみならず、あらゆる視野から、広い角度からこれを総合的に検討していかなければならぬ問題でございますので、中心となります軍事的諸問題につきましても、私どももあらゆる在野の方々の卓越せる識見を取り入れたいということ、今日に至りますまで五十数回にわたります、各方面の方々の御意見を拝聴して勉強いたして参りました。その他現在におきます国際情勢、あるいは国際的な軍事の情勢であるとか、経済の問題でありますとか、新しい兵器の問題でありますとか、いろいろ関連いたします事案が多いわけでありまして、すべての点についてこれを健全、円滑に運営いたし

ます上において、検討を加えて参らなければならぬという点で運営をいたしておる現状であります。

○辻委員 非常に抽象的でどこが何かわかりませんが、具体的に伺いたいいたします。

○廣岡政府委員 私どもは燃料じゃな

いかなと思ふんです。自動車、飛行機を持つておつても、燃料がなかったらどうなるか。燃料問題について検討されたことはありますか。

○辻委員 その結論は半年からなくとも出る結論なんです。私の言うのは、もつと具体的に、一体日本の燃料というものはどうなつてゐるのか。現在どのくらい要るのか、これについて検討されたかと言ふのです。

○廣岡政府委員 この問題につきましても、今日まで関係官庁、それから在野のその方面における見識ある方々の御意見を伺ひまして、目下検討中でございまして。

○辻委員 それじゃこの前の戦争のときに、軍用と民間を合せてどのくらい

の油を使つて、どのくらいいストックを日本は持つておつたのですか。

○廣岡政府委員 そこまで現在のところ手元に持つておりません。

○辻委員 燃料で負けたのです。それじゃ私は申しませんが、あのころは軍用と民間を入れて年間の消費が五百万トンです。そのときにどのくらいスト

クを持つておつたかという、海軍が八百万トン、陸軍が百五十万トン、民間で五百万トン、合計千五百万トン、二年分のストックを日本全体として持つておつたのです。今はどうかという、国内の消費は一年に一千万トンです。一千万トン消費をしなくてはならないのに、ストックはどのくらいあるか、たつた六十万トンです。二週間油がなくなつたら、その辺の自動車もあなたの方の持つておる飛行機も全部ストップするのです。そういうふうな燃料国策一つとつてみても、現在アメリカから無制限にもらつた自動車、古ぼけた飛行機、あつたものを飛ばして喜んでゐるが、一たび中東で戦乱が起り、アメリカの石油の日本に対する供給がなくなつたときには、あなた方は全部二週間の手をあげなければならぬ。燃料問題については、これはあなた一人を責めません。日本政府の大きな欠陥であると思ひます。われわれが生きてゐるためには、食糧と燃料を確保する。その体制ができておらない。だから自衛隊員一万ふやす、そんなことはやめて、予算があるならストックを持ちなさい。少くとも自衛隊自身において半年分のストックを持つようにする。あなたが、防衛計画の根本でござい

ます。あなたが自動車や飛行機を幾ら持つておつても、役に立たないのだ。また防衛の見地から見ると、まさかのときには燃料が足らぬから、燃料の要らない編成装備を考えなさい。そこで私はたびたび自動車装備ということを言つてゐる。そういうことをよく皆さんが考えられて、一つの燃料問題だけを深く掘り下げていつても、皆さん

のやつておられる編成装備にどうい

う心が要るんだ、どういふ訓練が要るんだという着眼が出て参ります。そういう意味で広範な資料を目下検討中と言われるが、とにかくいつまで検討していてもだめだ、現実には現実だから、いかにしてその欠陥を補正していくかに頭を向けてもらいたい。

次に伺ひたいことは、防衛生産の根本方針です。防衛生産もあなたの方で検討することになつてゐる。これはどういふふうにお考えになつておられますか。

○廣岡政府委員 防衛生産につきましても、今後国防会議において審議される一つの大きな問題と考えてゐるわけでありまして、現在まで防衛庁の主要装備につきましては、MDAP協定の形式によるものが多かつたのであります。が、だんだんとわが国における技術の発達に伴ひまして、またいろいろな情勢に伴ひまして、今後国産の調達形式をとつて参るといふのは、自然の順序だと思ひます。従ひましてこれらにつきましても、どういふ種類をどういふ規模でどういふ方法でやつていくかという問題があるわけでありまして、国内生産と申しましても、採算に乗るといふようなことも考へてみなければならぬ問題であります。簡単にいこうといふのをやつていこうじゃないかというのできまるものでもありません。いろいろな条件と順序を勘案いたしまして、健全な国内生産の軌道に乗つてくるのが必要だと思ふのであります。現在がはたしてその段階まできてゐるかどうかが、徐々によつてゐるという面もございまして、これらの点につきましまして、やはり長期計画の一環とい

は十分検討していくべきであるといふような考えを持つております。

○辻委員 これもまた検討するということだけの結論しか出ていない。それは具体的にさらに聞きますが、F86の組み立て工場、これに昨年どれくらいの金を突っ込んでおられるか。

○廣岡政府委員 今明確な数字を記憶しておらぬのはまことに申しわけありませんが、昨年度は国庫債務負担行為を合せて約百億程度であります。

○辻委員 百億の金をつぎ込んで旧式のF86の組み立て工場の設備をやつて、そしてようやく日本でそれが自給できるようになつたときには、そこで作られた飛行機は役に立たないといふことになる。百億の金は何のためにどう生きておるか、こういう点になるのですが、これは一つのおもしろい例を今度の旅行で見ましたが、トルコへ参りました。トルコでは西ドイツへ六億ドルの弾薬を輸出しておるので、あの工業の発達した西ドイツが、工業のおくれたトルコから六億ドルの弾薬類を買ひ入れておる。おかしいなと思つてドイツ人に聞いてみると、おもしろいことを答へました。おれの国は古い兵器や古い飛行機は作るのにはよしてゐる、そういう工場を作つてみて

もでき上つたときには役に立たないから、そういうむだな金を使わないで、そういうものは外国から安く買つて間に合せておる、とうとうドイツの税金は、将来でできるであろう新しい科学兵器、新しい防衛に必要なものを研究し試作するために使つておる、こういうことを答へておられる。これは一つセンスの新しい小瀬長官によくお考えを願ひたい。せつかく百億つぎ込んで

ては十分検討していくべきであるといふような考えを持つております。

○辻委員 これもまた検討するといふことだけの結論しか出ていない。それは具体的にさらに聞きますが、F86の組み立て工場、これに昨年どれくらいの金を突っ込んでおられるか。

○廣岡政府委員 今明確な数字を記憶しておらぬのはまことに申しわけありませんが、昨年度は国庫債務負担行為を合せて約百億程度であります。

○辻委員 百億の金をつぎ込んで旧式のF86の組み立て工場の設備をやつて、そしてようやく日本でそれが自給できるようになつたときには、そこで作られた飛行機は役に立たないといふことになる。百億の金は何のためにどう生きておるか、こういう点になるのですが、これは一つのおもしろい例を今度の旅行で見ましたが、トルコへ参りました。トルコでは西ドイツへ六億ドルの弾薬を輸出しておるので、あの工業の発達した西ドイツが、工業のおくれたトルコから六億ドルの弾薬類を買ひ入れておる。おかしいなと思つてドイツ人に聞いてみると、おもしろいことを答へました。おれの国は古い兵器や古い飛行機は作るのにはよしてゐる、そういう工場を作つてみて

もでき上つたときには役に立たないから、そういうむだな金を使わないで、そういうものは外国から安く買つて間に合せておる、とうとうドイツの税金は、将来でできるであろう新しい科学兵器、新しい防衛に必要なものを研究し試作するために使つておる、こういうことを答へておられる。これは一つセンスの新しい小瀬長官によくお考えを願ひたい。せつかく百億つぎ込んで

ては十分検討していくべきであるといふような考えを持つております。

○辻委員 これもまた検討するといふことだけの結論しか出ていない。それは具体的にさらに聞きますが、F86の組み立て工場、これに昨年どれくらいの金を突っ込んでおられるか。

○廣岡政府委員 今明確な数字を記憶しておらぬのはまことに申しわけありませんが、昨年度は国庫債務負担行為を合せて約百億程度であります。

工場の設備一切を整えてF86がでるようになる。ときには、もうその飛行機が役に立たなくなるのです。そういうものは安いものを買ってきたらよろしい。アメリカから買ってくるのだったらなおさらよろしい。要は人間さえ訓練しておけばいいのであって、防衛生産というものは、五、六年先のことを見通して、そのときに現われるのであろう科学兵器、そのときに必要な日本を守らなければならぬ技術部隊、そういうものの設備を研究し試作して、思い切ったときに金を使われるということにしないと、税金が泣きます。これは別に答弁は求めませんが、小瀬長官は新しいセンスで一つ今までの間違った考えを正していただきたいということを特にお願しておきます。

○相川委員長 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十八分開議
○相川委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

昨十四日本委員会に審査を付託されました、内閣提出にかかる一般職の職員の手給に法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより審査に入ります。
まず、政府より提案理由の説明を求めます。松浦国務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「職務の級を」職務の等級に、「同一級内」を「同一等級内」に改める。

第五条第一項前段を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 俸給表の種類は、左に掲げるところとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）
イ 行政職俸給表（一）
ロ 行政職俸給表（二）

二 税務職俸給表（別表第二）
イ 公安職俸給表（別表第三）
ロ 公安職俸給表（一）
ロ 公安職俸給表（二）

四 海事職俸給表（別表第四）
イ 海事職俸給表（一）
ロ 海事職俸給表（二）

五 教育職俸給表（別表第五）
イ 教育職俸給表（一）
ロ 教育職俸給表（二）
ロ 教育職俸給表（三）

六 研究職俸給表（別表第六）
七 医療職俸給表（別表第七）
イ 医療職俸給表（一）
ロ 医療職俸給表（二）
ロ 医療職俸給表（三）

八 技能労働職俸給表（別表第八）
イ 技能労働職俸給表（一）

ロ 技能労働職俸給表（一）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基きこれを俸給表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二中「十五級に格付される官職及び教育職員別俸給表の十二級に格付される官職」を「行政職俸給表（一）、教育職俸給表（一）、研究職俸給表及び医療職俸給表（一）の等級の官職」に、「職員の俸給は、」を「職員の俸給月額は、」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、職員がその属する職務の等級の最高の号俸を受けるに至つたときから長期間を経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給月額を定めることができる。

第八条第八項を削り、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「職務の級を」を「職務の等級に」に、「その俸給月額を受けた期間が長期にわたるもの、」を「その俸給月額を受けるに至つた時から三十六月（技能労働職俸給表の適用を受ける職員にあつては、二十四月）を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、」に、

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、」を「人事院規則の定めるところにより、」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第一項、第二項及び第四項を削り、同条第三項中「法令の趣旨に従い、」の下に「及び第六条第三項の規定に基き分類の基準に適合するよう、」を加え、「職務の級を」を「職務の等級に」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の五項を加える。

2 職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、且つ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合又は一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「俸給月額」を「俸給の月額」に改める。

第十条を次のように改める。

（俸給の調整額）
第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でないことを認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条第三項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

別表第七を別表第九とし、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表 (一)

職務の等級 号俸	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級			
	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満	俸月	給額	昇期	給満
1		57,600		12		42,200		12		30,300		12		20,300		12		13,300		12		9,200		12		5,800		12
2		60,000		12		44,400		12		32,000		12		21,400		12		14,300		12		9,800		12		6,000		12
3		62,400		12		46,600		12		33,700		12		22,600		12		15,300		12		10,600		12		6,300		12
4		64,800		12		48,800		12		35,400		12		23,800		12		16,300		12		11,400		12		6,800		12
5		67,200		12		51,000		12		37,100		12		25,000		12		17,300		12		12,300		12		7,400		12
6		69,600		12		53,200		12		38,800		12		26,200		12		18,300		12		13,300		12		8,000		12
7		72,000		15		55,400		15		40,500		12		27,500		12		19,300		12		14,300		12		8,600		12
8				18		57,600		18		42,200		15		28,900		12		20,300		12		15,300		12		9,200		12
9				21		60,000		21		44,400		18		30,300		12		21,400		12		16,300		12		9,800		12
10				24		62,400		24		46,600		21		32,000		15		22,600		15		17,300		15		10,600		15
11						64,800				48,800		24		33,700		15		23,800		15		18,300		18		11,400		18
12										51,000				35,400		18		25,000		15		19,300		18		12,300		18
13														37,100		21		26,200		18		20,300		21		13,300		21
14														38,800		24		27,500		21		21,400		24		14,300		24
15														40,500				28,900		24		22,600				15,300		
16																		30,300										

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表 (二)

職務の等級 号俸	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級			
	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月
1		37,100		12		30,300		12		20,300		12		15,300		12		11,400		12		9,200		12		5,800		12
2		38,800		12		32,000		12		21,400		12		16,300		12		12,300		12		9,800		12		6,000		12
3		40,500		12		33,700		12		22,600		12		17,300		12		13,300		12		10,600		12		6,300		12
4		42,200		15		35,400		12		23,800		12		18,300		12		14,300		12		11,400		12		6,800		12
5		44,400		18		37,100		15		25,000		12		19,300		12		15,300		12		12,300		12		7,400		12
6		46,600		21		38,800		18		26,200		12		20,300		12		16,300		12		13,300		12		8,000		12
7		48,800		24		40,500		18		27,500		12		21,400		12		17,300		12		14,300		12		8,600		12
8		51,000				42,200		24		28,900		12		22,600		15		18,300		12		15,300		12		9,200		12
9						44,400		24		30,300		12		23,800		15		19,300		15		16,300		12		9,800		12
10						46,600				32,000		15		25,000		15		20,300		15		17,300		15		10,600		15
11										33,700		15		26,200		18		21,400		18		18,300		18		11,400		18
12										35,400		18		27,500		21		22,600		18		19,300		18		12,300		18
13										37,100		21		28,900		24		23,800		21		20,300		21		13,300		21
14										38,800		24		30,300				25,000		24		21,400		24		14,300		24
15										40,500								26,200				22,600				15,300		

備考 この表は、府、省、庁及び委員会の地方支分部局等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		37,100	12		30,300	12		22,600	12		17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,400	12
2		38,800	12		32,000	12		23,800	12		18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,000	12
3		40,500	12		33,700	12		25,000	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,600	12
4		42,200	15		35,400	12		26,200	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,200	12
5		44,400	18		37,100	15		27,500	12		21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,800	12
6		46,600	21		38,800	18		28,900	12		22,600	12		18,300	12		15,300	12		9,400	12
7		48,800	24		40,500	18		30,300	12		23,800	12		19,300	12		16,300	12		10,000	12
8		51,000			42,200	24		32,000	15		25,000	15		20,300	12		17,300	12		10,600	12
9					44,400	24		33,700	15		26,200	15		21,400	15		18,300	12		11,400	12
10					46,600			35,400	18		27,500	15		22,600	15		19,300	15		12,300	15
11								37,100	21		28,900	18		23,800	18		20,300	18		13,300	18
12								38,800	24		30,300	21		25,000	18		21,400	18		14,300	21
13								40,500			32,000	24		26,200	21		22,600	21		15,300	21
14											33,700			27,500	24		23,800	24		16,300	24
15														28,900			25,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		37,100	12		30,300	12		22,600	12		15,300	12		10,600	12		8,600	12		7,100	12
2		38,800	12		32,000	12		23,800	12		16,300	12		11,400	12		9,200	12		7,600	12
3		40,500	12		33,700	12		25,000	12		17,300	12		12,300	12		9,800	12		8,100	12
4		42,200	15		35,400	12		26,200	12		18,300	12		13,300	12		10,600	12		8,600	12
5		44,400	18		37,100	15		27,500	12		19,300	12		14,300	12		11,400	12		9,200	12
6		46,600	21		38,800	18		28,900	12		20,300	12		15,300	12		12,300	12		9,800	12
7		48,800	24		40,500	18		30,300	12		21,400	12		16,300	12		13,300	12		10,600	12
8		51,000			42,200	24		32,000	15		22,600	12		17,300	12		14,300	12		11,400	12
9					44,400	24		33,700	15		23,800	12		18,300	12		15,300	12		12,300	12
10					46,600			35,400	18		25,000	15		19,300	15		16,300	12		13,300	12
11								37,100	21		26,200	15		20,300	15		17,300	12		14,300	12
12								38,800	24		27,500	15		21,400	18		18,300	15		15,300	12
13								40,500			28,900	18		22,600	18		19,300	15		16,300	12
14											30,300	21		23,800	21		20,300	18		17,300	12
15											32,000	24		25,000	21		21,400	18		18,300	15
16											33,700			26,200	24		22,600	21		19,300	15
17														27,500	24		23,800	21		20,300	18
18														28,900			25,000	24		21,400	21
19																	26,200	24		22,600	21
20																	27,500			23,800	24
21																				25,000	24
22																				26,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職の 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	6,800	12	5,600	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,400	12	5,800	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,000	12	6,000	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,600	12	6,300	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	9,200	12	6,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	15	12,300	12	9,200	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	13,300	15	9,800	12
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	14,300	15	10,600	12
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	15,300	15	11,400	12
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	16,300	15	12,300	15
14							33,700		27,500	21	23,800	21	17,300	18	13,300	18
15									28,900	24	25,000	24	18,300	18	14,300	18
16									30,300		26,200	24	19,300	18	15,300	21
17											27,500		20,300	21	16,300	21
18													21,400	24	17,300	24
19													22,600	24	18,300	24
20													23,800		19,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職の 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,800	12	月	11,800	12	月	8,200	12	月	5,600	12	月
2	17,800	12	月	12,800	12	月	8,800	12	月	5,800	12	月
3	18,800	12	月	13,800	12	月	9,400	12	月	6,100	12	月
4	19,800	12	月	14,800	12	月	10,200	12	月	6,500	12	月
5	20,800	12	月	15,800	12	月	11,000	12	月	7,000	12	月
6	21,800	15	月	16,800	12	月	11,800	12	月	7,600	12	月
7	22,800	15	月	17,800	12	月	12,800	12	月	8,200	12	月
8	23,800	15	月	18,800	12	月	13,800	12	月	8,800	12	月
9	24,800	15	月	19,800	15	月	14,800	15	月	9,400	12	月
10	25,800	18	月	20,800	15	月	15,800	15	月	10,200	12	月
11	26,800	18	月	21,800	15	月	16,800	15	月	11,000	12	月
12	27,800	18	月	22,800	18	月	17,800	18	月	11,800	15	月
13	28,800	18	月	23,800	18	月	18,800	18	月	12,800	15	月
14	29,800	18	月	24,800	18	月	19,800	18	月	13,800	15	月
15	30,800	21	月	25,800	21	月	20,800	18	月	14,800	18	月
16	31,800	21	月	26,800	21	月	21,800	21	月	15,800	18	月
17	32,800	24	月	27,800	24	月	22,800	21	月	16,800	21	月
18	33,800	24	月	28,800	24	月	23,800	24	月	17,800	21	月
19	34,800			29,800			24,800	24	月	18,800	24	月
20							25,800			19,800	24	月
21										20,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	57,600	12	月	30,000	12	月	19,400	12	月	15,800	12	月	9,800	12	月	7,400	12	月
2	60,000	12	月	31,600	12	月	20,800	12	月	17,000	12	月	10,800	12	月	8,000	12	月
3	62,400	12	月	33,200	12	月	22,200	12	月	18,200	12	月	11,800	12	月	8,600	12	月
4	64,800	12	月	34,800	12	月	23,600	12	月	19,400	12	月	12,800	12	月	9,200	12	月
5	67,200	12	月	36,400	12	月	25,200	12	月	20,800	12	月	13,800	12	月	9,800	12	月
6	69,600	12	月	38,000	12	月	26,800	12	月	22,200	12	月	14,800	12	月	10,800	12	月
7	72,000	12	月	39,600	12	月	28,400	12	月	23,600	15	月	15,800	15	月	11,800	12	月
8		12	月	41,200	12	月	30,000	12	月	25,200	15	月	17,000	15	月	12,800	12	月
9		12	月	42,800	12	月	31,600	12	月	26,800	15	月	18,200	15	月	13,800	12	月
10		12	月	44,400	12	月	33,200	15	月	28,400	15	月	19,400	15	月	14,800	12	月
11		12	月	46,000	12	月	34,800	15	月	30,000	15	月	20,800	15	月	15,800	15	月
12		15	月	47,600	15	月	36,400	15	月	31,600	15	月	22,200	15	月	17,000	15	月
13		15	月	49,600	15	月	38,000	15	月	33,200	15	月	23,600	18	月	18,200	15	月
14		15	月	51,600	15	月	39,600	15	月	34,800	15	月	25,200	18	月	19,400	18	月
15		15	月	53,600	15	月	41,200	15	月	36,400	15	月	26,800	18	月	20,800	18	月
16		15	月	55,600	15	月	42,800	18	月	38,000	15	月	28,400	18	月	22,200	18	月
17		18	月	57,600	18	月	44,400	21	月	39,600	15	月	30,000	21	月	23,600	21	月
18		21	月	60,000	21	月	46,000	21	月	41,200	18	月	31,600	21	月	25,200	21	月
19		24	月	62,400	24	月	47,600	24	月	42,800	21	月	33,200	24	月	26,800	24	月
20				64,800			49,600			44,400	24	月	34,800	24	月	28,400	24	月
21										46,000	24	月	36,400			30,000		
22										47,600								

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授のみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 号	の 等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		25,800	12	9,800	12	6,300	12
2		27,000	12	10,800	12	6,800	12
3		28,200	12	11,800	12	7,400	12
4		29,400	12	12,800	12	8,000	12
5		30,600	12	13,800	12	8,600	12
6		31,800	12	14,800	12	9,200	12
7		33,300	12	15,800	12	9,800	12
8		34,800	12	16,800	12	10,800	12
9		36,300	12	17,800	12	11,800	12
10		37,800	12	18,800	12	12,800	12
11		39,300	12	19,800	12	13,800	12
12		40,800	12	20,800	12	14,800	12
13		42,300	12	21,800	12	15,800	12
14		43,800	15	22,800	12	16,800	12
15		45,300	15	23,800	12	17,800	12
16		46,800	18	24,800	12	18,800	12
17		48,300	21	25,800	12	19,800	15
18		49,800	21	27,000	12	20,800	15
19		51,300	24	28,200	12	21,800	15
20		52,800		29,400	12	22,800	18
21				30,600	12	23,800	18
22				31,800	15	24,800	18
23				33,300	15	25,800	24
24				34,800	15	27,000	24
25				36,300	15	28,200	
26				37,800	15		
27				39,300	15		
28				40,800	18		
29				42,300	21		
30				43,800	21		
31				45,300	24		
32				46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務 の等級 号	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	20,300 ^円	12 ^月	8,000 ^円	12 ^月	6,300 ^円	12 ^月
2	21,300	12	8,600	12	6,800	12
3	22,300	12	9,200	12	7,400	12
4	23,300	12	9,800	12	8,000	12
5	24,300	12	10,600	12	8,600	12
6	25,300	12	11,400	12	9,200	12
7	26,400	12	12,300	12	9,800	12
8	27,600	12	13,300	12	10,600	12
9	28,800	12	14,300	12	11,400	12
10	30,000	12	15,300	12	12,300	12
11	31,200	12	16,300	12	13,300	12
12	32,400	12	17,300	12	14,300	12
13	33,600	12	18,300	12	15,300	12
14	34,800	12	19,300	12	16,300	15
15	36,000	12	20,300	12	17,300	15
16	37,200	15	21,300	12	18,300	18
17	38,700	15	22,300	12	19,300	18
18	40,200	15	23,300	12	20,300	21
19	41,700	18	24,300	12	21,300	21
20	43,200	21	25,300	12	22,300	24
21	44,700	21	26,400	15	23,300	
22	46,200	24	27,600	15		
23	47,700		28,800	15		
24			30,000	15		
25			31,200	15		
26			32,400	15		
27			33,600	15		
28			34,800	15		
29			36,000	18		
30			37,200	21		
31			38,700	21		
32			40,200	24		
33			41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		57,600	12		37,100	12		26,200	12		18,300	12		10,600	12		9,200	12		5,800	12
2		60,000	12		38,800	12		27,500	12		19,300	12		11,400	12		9,800	12		6,000	12
3		62,400	12		40,500	12		28,900	12		20,300	12		12,300	12		10,600	12		6,300	12
4		64,800	12		42,200	12		30,300	12		21,400	12		13,300	12		11,400	12		6,800	12
5		67,200	12		44,400	12		32,000	12		22,600	12		14,300	12		12,300	12		7,400	12
6		69,600	12		46,600	12		33,700	12		23,800	12		15,300	12		13,300	12		8,000	12
7		72,000	12		48,800	12		35,400	12		25,000	12		16,300	12		14,300	12		8,600	12
8			15		51,000	15		37,100	12		26,200	12		17,300	12		15,300	12		9,200	12
9			18		53,200	18		38,800	12		27,500	12		18,300	12		16,300	12		9,800	12
10			21		55,400	21		40,500	12		28,900	12		19,300	12		17,300	12		10,600	15
11			24		57,600	24		42,200	15		30,300	12		20,300	12		18,300	12		11,400	18
12					60,000			44,400	18		32,000	15		21,400	12		19,300	15		12,300	18
13								46,600	21		33,700	15		22,600	12		20,300	15		13,300	21
14								48,800	24		35,400	15		23,800	12		21,400	18		14,300	24
15								51,000			37,100	18		25,000	12		22,600	18		15,300	
16											38,800	18		26,200	12		23,800	18			
17											40,500	18		27,500	15		25,000	21			
18											42,200	24		28,900	15		26,200	21			
19											44,400	24		30,300	18		27,500	24			
20											46,600			32,000	18		28,900	24			
21														33,700	21		30,300				
22														35,400	24						
23														37,100	24						
24														38,800							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表（一）

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		57,600	12		38,000	12		26,800	12		18,200	12		10,800	12
2		60,000	12		39,600	12		28,400	12		19,400	12		11,800	12
3		62,400	12		41,200	12		30,000	12		20,800	12		12,800	12
4		64,800	12		42,800	12		31,600	12		22,200	12		13,800	12
5		67,200	12		44,400	12		33,200	12		23,600	12		14,800	12
6		69,600	12		46,000	12		34,800	12		25,200	12		15,800	12
7		72,000	12		47,600	12		36,400	12		26,800	12		17,000	12
8			12		49,600	12		38,000	12		28,400	12		18,200	12
9			15		51,600	15		39,600	15		30,000	12		19,400	12
10			18		53,600	18		41,200	15		31,600	15		20,800	12
11			21		55,600	21		42,800	18		33,200	15		22,200	12
12			24		57,600	24		44,400	18		34,800	15		23,600	15
13					60,000			46,000	18		36,400	15		25,200	15
14								47,600	21		38,000	18		26,800	15
15								49,600	24		39,600	18		28,400	15
16								51,600			41,200	18		30,000	15
17											42,800	21		31,600	15
18											44,400	24		33,200	15
19											46,000			34,800	18
20														36,400	21
21														38,000	24
22														39,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,000	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,300	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	6,800	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	46,600	24	33,700	15	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	18
9	48,800	24	35,400	18	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	21
10	51,000		37,100	21	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	24
11			38,800	24	23,800	15	18,300	12	15,300	12	12,300	
12			40,500	24	25,000	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		26,200	15	20,300	15	17,300	15		
14					27,500	18	21,400	18	18,300	18		
15					28,900	18	22,600	18	19,300	21		
16					30,300	21	23,800	21	20,300	21		
17					32,000	24	25,000	21	21,400	24		
18					33,700		26,200	24	22,600	24		
19							27,500	24	23,800			
20							28,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	18,500	12	13,500	12	8,900	12	6,700	12
2	19,500	12	14,500	12	9,500	12	7,200	12
3	20,500	12	15,500	12	10,200	12	7,700	12
4	21,500	12	16,500	12	11,000	12	8,300	12
5	22,500	12	17,500	12	11,800	12	8,900	12
6	23,500	12	18,500	12	12,600	12	9,500	12
7	24,500	12	19,500	12	13,500	12	10,200	12
8	25,500	15	20,500	12	14,500	12	11,000	15
9	26,700	15	21,500	15	15,500	15	11,800	15
10	27,900	18	22,500	15	16,500	15	12,600	15
11	29,100	18	23,500	18	17,500	18	13,500	18
12	30,300	21	24,500	18	18,500	21	14,500	21
13	31,500	21	25,500	21	19,500	24	15,500	24
14	32,700	24	26,700	21	20,500	24	16,500	24
15	33,900	24	27,900	24	21,500		17,500	
16	35,100		29,100	24				
17			30,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 技能労務職俸給表

イ 技能労務職俸給表(一)

職の 務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,300	9	月	11,500	9	月	5,900	9	月	5,100	6	月
2	16,900	9	月	12,100	9	月	6,200	9	月	5,200	6	月
3	17,500	9	月	12,700	9	月	6,500	9	月	5,300	6	月
4	18,100	9	月	13,300	9	月	6,800	9	月	5,400	6	月
5	18,700	9	月	13,900	9	月	7,200	9	月	5,500	6	月
6	19,300	9	月	14,500	9	月	7,700	9	月	5,600	6	月
7	19,900	9	月	15,100	9	月	8,200	9	月	5,700	6	月
8	20,500	9	月	15,700	9	月	8,700	9	月	5,800	6	月
9	21,100	9	月	16,300	9	月	9,200	9	月	5,900	9	月
10	21,700	9	月	16,900	9	月	9,700	9	月	6,200	9	月
11	22,300	12	月	17,500	9	月	10,300	9	月	6,500	9	月
12	22,900	12	月	18,100	9	月	10,900	9	月	6,800	9	月
13	23,500	12	月	18,700	12	月	11,500	9	月	7,200	9	月
14	24,100	12	月	19,300	12	月	12,100	9	月	7,700	9	月
15	24,700	12	月	19,900	12	月	12,700	9	月	8,200	9	月
16	25,300	12	月	20,500	12	月	13,300	9	月	8,700	9	月
17	25,900	15	月	21,100	12	月	13,900	12	月	9,200	12	月
18	26,500	15	月	21,700	12	月	14,500	12	月	9,700	12	月
19	27,100	15	月	22,300	15	月	15,100	12	月	10,300	12	月
20	27,700	15	月	22,900	15	月	15,700	12	月	10,900	12	月
21	28,300	15	月	23,500	15	月	16,300	12	月	11,500	15	月
22	28,900	15	月	24,100	15	月	16,900	12	月	12,100	15	月
23	29,500	15	月	24,700	15	月	17,500	15	月	12,700	15	月
24	30,100	18	月	25,300	18	月	18,100	15	月	13,300	15	月
25	30,700	18	月	25,900	18	月	18,700	15	月	13,900	15	月
26	31,300			26,500			19,300	15	月	14,500	15	月
27							19,900	15	月	15,100	18	月
28							20,500	15	月	15,700	18	月
29							21,100	15	月	16,300		
30							21,700	18	月			
31							22,300	18	月			
32							22,900					

備考 この表は、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 技能労務職俸給表(二)

職 務 等 級 号	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	9,600	6	月	7,500	6	月	5,900	6	月	5,100	6	月
2	10,000	6	月	7,800	6	月	6,100	6	月	5,200	6	月
3	10,400	6	月	8,100	6	月	6,300	6	月	5,300	6	月
4	10,800	6	月	8,400	6	月	6,500	6	月	5,400	6	月
5	11,200	6	月	8,700	6	月	6,700	6	月	5,500	6	月
6	11,600	6	月	9,000	6	月	6,900	6	月	5,600	6	月
7	12,000	6	月	9,300	6	月	7,100	6	月	5,700	6	月
8	12,400	6	月	9,600	6	月	7,300	6	月	5,800	6	月
9	12,800	6	月	10,000	6	月	7,500	6	月	5,900	6	月
10	13,200	6	月	10,400	6	月	7,800	6	月	6,100	6	月
11	13,600	9	月	10,800	9	月	8,100	6	月	6,300	9	月
12	14,000	9	月	11,200	9	月	8,400	9	月	6,500	9	月
13	14,400	9	月	11,600	9	月	8,700	9	月	6,700	12	月
14	14,800	9	月	12,000	9	月	9,000	9	月	6,900	12	月
15	15,200	12	月	12,400	9	月	9,300	9	月	7,100	15	月
16	15,700	12	月	12,800	12	月	9,600	12	月	7,300	15	月
17	16,200	12	月	13,200	12	月	10,000	12	月	7,500	18	月
18	16,700	12	月	13,600	12	月	10,400	12	月	7,800	18	月
19	17,200	12	月	14,000	12	月	10,800	12	月	8,100	18	月
20	17,700	12	月	14,400	12	月	11,200	12	月	8,400		
21	18,200	12	月	14,800	12	月	11,600	12	月			
22	18,700	15	月	15,200	15	月	12,000	12	月			
23	19,200	15	月	15,700	15	月	12,400	12	月			
24	19,700	15	月	16,200	15	月	12,800	15	月			
25	20,200	15	月	16,700	15	月	13,200	15	月			
26	20,700	15	月	17,200	15	月	13,600	15	月			
27	21,200	15	月	17,700	15	月	14,000	15	月			
28	21,700	15	月	18,200	15	月	14,400	15	月			
29	22,200	18	月	18,700	18	月	14,800	15	月			
30	22,700	18	月	19,200	18	月	15,200	15	月			
31	23,200	18	月	19,700	18	月	15,700	15	月			
32	23,700			20,200			16,200	15	月			
33							16,700	15	月			
34							17,200	18	月			
35							17,700	18	月			
36							18,200	18	月			
37							18,700					

備考 この表は、庁舎の監視その他の庁務に従事する職員及び単純な労務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 (切替及び切替に伴う措置)
この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員は、昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額(改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十條の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第十一までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))の別表第一から別表第八までに掲げる俸給表をいう。に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。
- 3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に満了する期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。
- 4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなして、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を準用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。
- 5 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(その期間がその俸給月額について改正前の法第八條第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。
- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員が切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。
- 9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八條第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における最初の昇給については、改正後の法第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。
- 10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合、人事院規則の定めるところによる。
- 11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十八年法律第二十八号)附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額(人事院の定める職員については、人事院の定める額)を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。
- 12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならぬ。
- 13 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。
- 14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、人事院規則で定める。(高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置)
- 15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)
- 16 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「何級の職務に」を「何等級の職務に」に、「第六條第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表(一)を第六條第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)による当該等級の職務及び行政職俸給表(一)に改める。
第十二條中「職務の級」を「職務の等級」に改める。
第十六條第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第十七條第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下六等級以上」に、「六級」を「七等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

二等級の職務にある者	七円	四〇円	三、八〇円	一、六六円	四〇〇円
三等級の職務にある者	七円	三六円	一、九六円	一、五八円	三六〇円

にある者の項を削る。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

二等級の職務にある者	一三、四〇円	一八、八〇円	二、四〇円	二九、三〇円	三七、九〇円	四六、四〇円
三等級の職務にある者	一三、二〇円	一四、八八円	一八、四〇円	二〇、四〇円	二九、一〇円	三七、七〇円

に改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

二等級の職務にある者	一、九〇円	一、五〇円	五、八八円	四、七〇円	二、六〇円
三等級の職務にある者	一、七〇円	一、四〇円	五、七〇円	四、三〇円	二、三〇円

改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

「二等級の職務にある者」

二等級の職務にある者	四、九四〇円	六、七〇円	八、四五〇円	一〇、二〇円	一二、〇〇円
三等級の職務にある者	三、三〇〇円	四、〇〇円	五、一〇〇円	六、六〇〇円	八、一〇〇円
四等級の職務にある者	二、〇八〇円	二、七〇〇円	三、七〇〇円	四、八〇〇円	六、〇〇〇円

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に改め、同表中

「十三級及び十四級の職務にある者」

「二等級の職務にある者」

二等級の職務にある者	五、八〇〇円	六、七〇円	八、四〇〇円	一〇、二〇〇円	一二、〇〇〇円
三等級の職務にある者	五、六〇〇円	六、五〇円	八、二〇〇円	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

「九級及び十級の職務にある者」

「七級以下の職務にある者」

九級及び十級の職務にある者	二、九〇〇円	三、三〇〇円	四、一〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七級以下の職務にある者	二、〇〇〇円	二、三〇〇円	二、八〇〇円	三、三〇〇円	四、〇〇〇円

「五等級の職務にある者 六等級以下の職務にある者」		五、九〇〇円	六、五〇〇円	七、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円
------------------------------	--	--------	--------	--------	----------	----------

五、三六〇円	六、二六〇円	六、四〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
に改める。				

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

17 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

18 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

19 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中、「第十条第三項」を削る。

(恩給法の一部改正)

20 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一 削除

一七・〇割ニ五・二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	一九・〇割	一九・〇割ニ三・三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二一・〇割	二一・〇・五割	二二・〇・五割ニ一・三九、一〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二三・五割
--	-------	---	-------	---------	--	-------

別表第四号表中

を

二四・〇割	二四・五割	二四・五割ニ一・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	二六・五割
-------	-------	---	-------

一七・〇割ニ五・二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ四、四〇五、二〇〇円ヲ超エ四、五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四、四九六、〇〇〇円ヲ、四、四〇五、二〇〇円ヲ超エ四、五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四、五、二〇〇円ヲ、四、四〇五、二〇〇円ヲ超エ四、五、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四、五、二〇〇円ヲ、四、四〇五、二〇〇円ヲ超エ四、五、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ五、一、二〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	一九・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二、九二、八〇〇円ヲ超エ三、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三、〇二、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	一九・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二、八四、四〇〇円ヲ超エ二、九二、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ二、九二、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二〇・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一、三九、二〇〇円ヲ超エ一、四二、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、四四、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二〇・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一、三九、二〇〇円ヲ超エ一、四二、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、三九、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二〇・五割ニ一・三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ一、一五、二〇〇円ヲ超エ一、一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、一五、二〇〇円ヲ、一、一五、二〇〇円ヲ超エ一、一七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、二、三、六〇〇円ヲ、一、二、三、六〇〇円ヲ超エ一、二、三、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、二、三、六〇〇円ヲ、一、二、三、六〇〇円ヲ超エ一、二、三、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、二、三、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二三・五割	二四・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一、〇四、四〇〇円ヲ超エ一、〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一、〇六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル	二四・五割
--	--	---	---	---	---	-------	---	-------

附則別表第一 行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員(附則別表第二及び附則別表第三の適用を受けるものを除く。)の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 5,400	円 5,600	月	円 9,300	円 9,800	月	円 18,400	円 20,300	月	円 35,300	円 37,100	月
5,500	5,800	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	3
5,600	5,800		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,000	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,000		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,300	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,300		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	6,800	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	6,800		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	3
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 6,400	円 7,100	月
6,600	7,600	6
6,900	7,600	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
円 6,200	円 6,400	月
6,400	7,000	6
6,600	7,000	
6,900	7,600	6
7,200	7,600	
7,500	8,200	6
7,800	8,200	
8,100	8,800	6
8,400	8,800	
8,700	9,400	6
9,000	9,400	
9,300	10,000	6
9,600		

附則別表第四 海事職俸給表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 6,900	円 7,400	月	円 11,600	円 12,800	月 6	円 19,800	円 21,600	月 9	円 32,800	円 34,200	月
7,200	8,000	6	12,100	12,800		20,500	21,600	3	33,900	35,800	
7,500	8,000		12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800		22,000	22,800		36,700	39,000	6
8,100	8,600		13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800		23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200		14,600	15,800	6	24,400	25,600		41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800		25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000		28,400	29,800		47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800		19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,300		

附則別表第五 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 5,400	円 5,600	月	円 8,100	円 8,800	月 6	円 13,600	円 14,800	月 6	円 22,800	円 23,800	月
5,500	5,800	6	8,400	8,800		14,100	14,800		23,600	24,800	
5,600	5,800		8,700	9,400	6	14,600	15,800	6	24,400	25,800	3
5,700	6,100	6	9,000	9,400		15,100	15,800		25,300	26,800	3
5,800	6,100	3	9,300	10,200	6	15,600	16,800	3	26,200	27,800	3
5,900	6,100		9,600	10,200		16,300	17,800	6	27,300	28,800	3
6,050	6,500	6	10,000	11,000	6	17,000	18,800	9	28,400	29,800	
6,200	6,500		10,400	11,000		17,700	18,800		29,500	30,800	
6,400	7,000	6	10,800	11,800	6	18,400	19,800	3	30,600	31,800	
6,600	7,000		11,200	11,800		19,100	20,800	9	31,700	33,800	6
6,900	7,600	6	11,600	12,800	6	19,800	20,800	3	32,800	34,800	3
7,200	7,600		12,100	12,800		20,500	21,800	6			
7,500	8,200	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9			
7,800	8,200		13,100	13,800		22,000	23,800	9			

附則別表第六 教育職俸給表（一）及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 6,900	円 7,400	月	円 12,600	円 13,800	月 6	円 22,800	円 23,600	月	円 41,100	円 42,800	月
7,200	8,000	6	13,100	13,800		23,600	25,200	6	42,700	44,400	
7,500	8,000		13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000	
7,800	8,600	6	14,100	14,800		25,300	26,800	3	45,900	47,600	
8,100	8,600		14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
8,400	9,200	6	15,100	15,800		27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
8,700	9,200		15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,000	9,800	6	16,300	17,000		29,500	31,600	6	52,300	55,600	
9,300	9,800		17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600	
9,600	10,800	9	17,700	19,400	9	31,700	33,200		55,500	57,600	
10,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000	
10,400	11,800	9	19,100	20,800	9	33,900	36,400	6	59,100	62,400	
10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
11,200	11,800		20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
12,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

附則別表第七 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
円 6,050	円 6,300	月	円 10,400	円 11,800	月 9	円 18,400	円 19,800	月 3	円 31,700	円 33,300	月
6,200	6,800	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	6,800		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400		12,100	12,800		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800		41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第八 教育職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	新 俸 給 月 額	旧 俸 給 月 額	期 間
6,050	6,300	月 3	10,000	10,600	月 3	17,000	18,300	月 3	28,400	30,000	月 3
6,200	6,800	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	6,800		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第九 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
6,600	7,200	月 3	11,600	12,600	月 3	20,500	21,500	月
6,900	7,700	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,700		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附則別表第十 技能労務職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 4,900	円 5,100	月 6	円 6,900	円 7,200	月	円 12,100	円 12,700	月	円 21,200	円 22,300	月
5,000	5,100		7,200	7,700	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,200		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,300		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,400		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,500		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,600		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,700		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	5,800		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	5,900		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,200	3	10,000	10,900	6	17,000	18,700				
6,050	6,500	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,500		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	6,800	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,200	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

附則別表第十一 技能労務職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 4,900	円 5,100	月 6	円 7,200	円 7,500	月	円 13,100	円 14,000	月 3
5,000	5,100		7,500	7,800		13,600	14,400	
5,100	5,200		7,800	8,100		14,100	15,200	6
5,200	5,300		8,100	8,400		14,600	15,700	6
5,300	5,400		8,400	8,700		15,100	16,200	6
5,400	5,500		8,700	9,000		15,600	16,700	3
5,500	5,600		9,000	9,300		16,300	17,200	
5,600	5,700		9,300	9,600		17,000	18,200	3
5,700	5,800		9,600	10,000		17,700	18,700	
5,800	5,900		10,000	10,400		18,400	19,200	
5,900	6,100		10,400	10,800		19,100	20,200	3
6,050	6,300		10,800	11,200		19,800	20,700	
6,200	6,500		11,200	11,600		20,500	21,700	6
6,400	6,700		11,600	12,400	3	21,200	22,200	
6,600	6,900		12,100	12,800		22,000	23,200	3
6,900	7,300		12,600	13,600	6	22,800	23,700	

第四に、職員俸給を現俸給額から新俸給額へ切りかえるに当つては、原則として現行の俸給表による一号上位の額を基礎として切りかえることとし、かつ切りかえ時期または切りかえ後の昇給期間を調整する等の措置を講ずることといたしました。なおこの切りかえ措置によつて職員の俸給額は前

に、防衛・シフト協定で二十七坪が使用されて、これはまだ行政協定では保留になっておる。それが今回は二十坪が正式に返還されて、そして行政協定で、四万坪の射撃場の敷地と二万坪のドロップ・ゾーン、照準機の着陸場、合計六万坪が返されることになったというのを聞いておりますが、その通りでございましょうか。

話でありまして、その後いろいろ紛争はいたしましたけれども、この漁船を撤去して安全なドロップ・ゾーンを設定いたしましたのであります。ところが、これが黙って協定を破って、米軍がまた五門も砲を据え付けて、ここで射撃するといふようなことになれば、一体標的機はどこへ着陸をしたらいいのか、

り、大に言葉を仰ぐも仰ぐもやらず、金に力
ありますから、さつそくバーンズとい
うあそこの参謀長に、これはどうもお
かしい、こういうことをやられたら、
あの土地では非常に協力を得て円満に
ものが進んでおるのにけしからぬとい
うので、これに抗議を申しましたところ
が、向うの方も、この問題はごたつ
いてきはしないかということを懸念し

なつておる。何か係官が行つて話したといふよりなことで、とにかくいろいろ問題を、ああそうかというので部隊に命令を出したというのは参謀長の方も手落ちじゃないかと言いましたところ、それではとにかく現地で調べて、せつかくそりいう申し出ならば、なるべくその趣旨に沿うようにしようとい

うことでございましたが、いよいよき
のうごろから、あれをいゆるドロ
ブ・ゾーンからはずしまして、当然置
くべきいゆるガン・ポジョンの方
に移したようでございます。現在にお
いてもまだ正式の回答は参りませ
んが、ドロップ・ゾーンには一つも置い
ておらないという状況でありますの
で、多少は今までの誤解について言
いのがれを課長の方で私の方へよこす
かと存じますが、少くともそういうふう
に実行しようという意思は持っている
ようであり、私の方の係官を先方の司
令部へ派遣いたしました際にも、大体
そういう意向を表明しておるようござ
いますから、この問題は一応解決す
ると思ひます。ただ御指摘の R・C・A
T というあの赤トンボが先般落ちまし
たことは非常に遺憾でありますので、
この点についてはもちろん行政協定の
取りきめに従ひまして賠償を要求する
という考えで進んでおる次第でござい
ます。

○福井(順)委員 事情はよくわかりま
したが、長官の方の御答弁を承わつ
て、私はまことに不思議に思ふのであ
ります。その前に調達庁長官の御答弁
を承わったときにも全く要領を得な
かつたのでありますけれども、私は大
体のことを想像しておつたのであり
ますが、米軍が、日本の係官が来て、
七十五ミリ以下ならばここに砲を据え
て撃つてもいいということを言つたか
ら、砲を据えて撃つようになつたんだ
といわれるのでありますけれども、米
軍と交渉されるところの機関があるわ
けです。その正式機関を経て——たと
えば日米合同委員会というよりな正式
機関を通じてなされなければならぬ

わけであります。それにもかかわらず、
米軍が、一係官が来て七十五ミリ以下
ならば据え付けてもいいと言つたから
据え付けたというところは、私はどうし
ても了解に苦しむところでありませ
ん。

特に本問題はこれだけじゃない、か
つてこの間も話をいたしました、本
委員会から福岡の板付飛行場の調査に
参りましたときに、司令官に会つて話
をいたしましたところが、滑走路の横
のエプロン地帯とか、あるいは滑走
路のずつと前方の二キロくらい先に標
識燈を作る地帯を接収しなければなら
ぬというふうなことを申し出た。そこ
で福岡の調達庁の係にそのことを話を
いたしました、全く覆耳に水であつて、
いまだかつてそういうことは米軍当局
から聞いていないということであつた
のであります。そういうふうに米軍が
何らの通告もなく、あるいはまたその
計画について何ら日本側に相談するこ
ともなく、實際にはどうしどし行動を行
なつておるといふことが、私には全く
不思議でならないのであります。そう
いう点につきましてなぜそうなるの
か、これは一つ長官の御見解を承わり
たいと思ふのであります。

○小瀬國務大臣 私二、三年前まで
外務政務次官をしておりましたときに
は、これを直接取り扱つておつたもの
であります、今までに比べればよほ
ど改善をされておると思ふのでありま
す。しかし改善されたからといって、
さつき一例にあげられましたような事
件が起るといふことは、はなはだ遺憾
でありますので、もつとはつきりさせ
なければなりません、合同委員会は
必ず定期的に二週間のうちに一度開い
ておりますし、さらに必要のあるつど

これを開くということになつておりま
す。今問題になつてゐるような案件
は、施設委員会であるのであります
が、これも随時開いておるのでありま
す。でありますから、今のような新し
い地域を必要とする場合、あるいはこ
れまで取りきめたものの修正を要
する場合に、この必要な手續をとら
なければならぬ。正式に言えばその方
を担当している施設委員会の方へかけ
てやらなければならぬわけでありま
すが、ただ非常に急を要する際、ここ
から申し入れをして是正をさせると
いうふうなときに、委員会を開くだけ
の余裕のない際にはもちろん交渉をし
なければなりません、新しい取りき
めというふうなものは必ず委員会に
式に文書でやることは必要だと思
ひます。ここに調達庁の係も来ておる
と思ひますが、私はこの前文書を見ると、
これは言葉の關係が、日本語を使わ
ないので不利な点があるかもしれませ
んが、私が読んでも多少——実は率直に
われわれの非を認めますが、誤解を起
すような文句もございました。しかし
今後そういうことの失態のないよう、
十分その点は指導いたしましたして、文書
を作るときにも十分検討して出すとい
うこと。もう一つは、係官が行つて情
報の交換をするのはけつこうであるけ
れども、それが決定だといふような誤
解を起させるのはよくないことであり
ますから、この点については私の方か
ら、今後はたれかが行つて話し合ひを
したといふことだけで、こちらの了解
だといふようににとつてもらつては困
るというところはつきり正式に申し入れ
をするつもりであります。なお施設委
員会についても、その点はつきりさ

せまして、参考の意見を出してお互
に話し合ひをするところは相互の了解
をつけるのに便利であります、今申し
ましたようなことで、それで向うに承
知したといふような口実を、今後は絶
對に設けさせないような正式な申し入
れをいたすことにしておるのでありま
して、この点は今仰せになりました九
十九里浜の問題で返事が来たさつそ
くやううという所存で進んでおるので
あります。

○福井(順)委員 私は翻訳の間違ひや
何かでそういうことになつたのではな
いのではなからうかと思つておりま
す。というのは、これは板付飛行場あ
るいは九十九里というところば
かりじやなく、まだほかにも二、三そ
ういふ事例があります。突然米軍が
やつてきてそこで射撃を開始したり何
かやつた。そこで調達庁では、現地の
住民の声もありましたので、大急ぎでそ
れを何とかしなければならぬといふ
ことでそこへかけつける、ちやうど現
象を追うてもとを正さなといふのが
私は調達庁のやり方ではないかと思
ふ。これは幾ら現象のみにとらわれて
現象のみを追つかけても、次々にそう
いふ事故が起るのでありますから、こ
れは何にもならない。そこで考えま
すことは、どうも施設委員会というよ
うなものが開かれておつても、米軍の方
で本気で施設委員会のメンバーに対
してそういう計画を通過しないのではな
いか、あるいはまた施設委員会に行つ
ては日本人の担当官が——これはは
なはだ失礼であります、無能である
のかどうか、人の問題かあるいは機構
にそつくり欠陥があるのか、こつ私に
は思われるわけがあります。先般同様

に聞いてみますと、どうも旧軍人で
あつた人がそういう委員になつて米軍
と折衝しておればそういうことはな
いはずだ。少くとも軍の計画に對しては
ことごとくよく知つておる旧軍人が、
そういう箇に当ればおそろく米軍が
黙つてそういうことをするといふこと
はなからう。軍事行動といふものには
おのずから一つのルールがあつて、大
体軍のことに對してよく知つておる人
ならば、旧日本軍にしてもアメリカ軍
にしても同じようなことであるから、
旧軍人がなればおそろくいいのじやな
いかといふような御意見も伺つたので
あります。そしてみますと、その意
見の通りだとすれば、これは明らかに
人の問題である。どうもその人が無能
でこつり結果になるといふことであ
ります、ではもう一つ考えられるこ
とは何か。やはり日米合同委員会、施
設委員会というふうなものが、何かそ
こにもう一つ足りないものがあるの
ではなからうか、機構上に不備な点があ
るのではなからうかと思ふのでありま
す。米軍が何も言わないで射撃をし、
砲を据えたといふような問題は、見方
によつてはそれほど重大な問題ではな
いように思われるかも知れませんが、
けれども、このために親米感情を非常
に阻害され、しかもまた無用の基地闘争
といふものが激化されておるといふ
が事実であります。こつ考えて参りま
すと、米軍が何らの通知なしに行動す
るといふことは、非常に重大な問題に
なり、国民感情を刺激することこれ
よりははなはだしいものはない。であ
りますから、私は、これはぜひとも調達
庁長官に御一考をわすらわしたいので
あります。人の問題でありますか、あ

るいは機構上の不備なのか、これは考
えられる範囲において御答弁をお願い
したいと思ひます。

○小瀧國務大臣 調達庁長官が参つて
おりませんから、私からかわつて御答
弁いたします。もちろん限られた予算
の中で仕事をしておりますし、調達
庁というところは、だんだん米軍の部
隊も減るということになれば、先行き
も必ずしも明るくないという点もあ
る点もありますので、実は今働いてお
る人には非常に無理を願つておるの
であります。非常に多岐にわたつた仕
事をやらなければならぬ、そこで自
然十分に手が回らぬという点もあるの
であります。しかし私は、これらの
人が決して無能であるとは思つてお
りません。福島君が長官をしておりま
す際に、年々整理をいたしまして、今
残つておるのは、最も精鋭な連中であ
りまして、この連中は能力の点におい
て最善を尽しておるものであります
が、さつきから申しますように、言
葉の關係、あるいは軍事的な知識が十
分でないという点で、あるいは欠けて
おるところがあるかもしれません。全
く完全であるとは申しませんが、そ
ういふような事情のもとに置かれて最
善を尽しておるものであります。それ
から予告なしにやるとおっしゃいます
が、原則としては全部一週間前に通
告する、そして安全措置を講ずるとい
うようなことをやつておまして、ま
あまあの間に誤解などがあつた、また
軍側でも指令が十分徹底してないとい
うようなことのために、御指摘のよ
うに起さなくてもいい問題を起し、双
方の協力關係を阻害するといふよう
な点もあつたから、十分調達庁の係

官を督促いたしまして、そういうこと
のないようにいたしたいと思ひます。
なお、その機構内に旧軍人を入れる
かどうかという点は、これは相当考慮
を要する点でありますので、研究題目
として、御指摘の点は私の考慮の中
に入れておいて十分今後善処していき
たい、こういう所存であります。

○福井(順)委員 施設委員会の中にど
ういふメンバーがおられて、そして
米軍のそういう關係については、それ
は一週間前に情報の提供を受ける
か、あるいは相談をして日本側の了解
を得なければならぬとか、それは一体
どういふことになっておるのですか。
メンバーと機構を一つお話し願ひたい
と思ひます。

○鈴木説明員 御質問のございました
施設特別委員会、合同委員会の下部
機構になつておりますが、日本側の委
員といたしましては、調達庁長官が主
席となりまして、他の省の關係では外
務省の欧米局長、それから大蔵省の主
計局長、大蔵省の管財局長、農林省
の農地局長、水産庁の漁政部長、運輸省
の港務局長、そのほか若干の關係の
課長が日本側の委員として出席をいた
しております。また米側の方に
おきましては、極東軍總司令部から代
表者が出席をいたしまして、陸軍、海
軍、空軍が出席をいたしまして、施設
委員会は、定例の會議といたしまして
一週間おきに火曜日に実施をいたして
おります。

○福井(順)委員 調達庁が防衛庁の中
へ吸収されてしまつたら、そういう問
題が一つはなくなるのではないかと思
ひます。労働省についておるというの

が、これは非常に間違ひのものではな
いかと思ひます。ありまするが、それに
對する御見解を一つ承わりたいと思
ひます。

○小瀧國務大臣 調達庁を防衛庁の外
局にしたいという案は、自由民主党の
特別委員会でお考へになつておるよう
でございます。このことは、前内閣時
代にも問題になつたことがあるようで
ございますが、さつき申しましたよう
に、調達庁はもろろん米軍に提供する
施設あるいは労働についての仕事をし
ておりますが、施設という点からい
へば、おきましては防衛庁と非常に關係
のある仕事をしておるわけでありま
す。また防衛庁においては建設本部と
いふものがありまして、同じような仕
事をして、一緒に働いておる、こうい
う見地から見まして、あるいは外局に
すると申しますか、一緒にした方が便
利である、また合理化し得る点もござ
います。御指摘のような労働關係な
どにおいては、相当立場の違ひもので
あつて、しかも実際には同じような仕
事をしておる人もあるという關係もご
ざいますので、その辺であまり問題を
起さないように、いかにしたらうま
く実施できるか、せつかくさういふ御
意見も出ておられますので、實際的な解
決方法があるならばさういふふうにする
のも一つの案かと考へまして、目下検
討中であるという段階でございます。

○福井(順)委員 總理が来られまし
たから、今度は一つ總理に御質問いた
したいと思ひます。

基地紛争が全国的に拡大いたしました
て、日々反対闘争が激化いたしました
重大なる段階に立ち至つたのでありま
すが、砂川の紛争を契機といたしまし

て、表面的には一応反対闘争も小康を
得た形であります。しかし底流におき
ましては、ますます深刻となつて、事
と次第によつては第二、第三の砂川
事件がいつ勃発しないとも限らないと
いふような機相をはらんでおると思
ひます。基地紛争の要因はた
くさんあると思ひます。第一、何とい
つても日米安全保障條約及び行政協
定によるサンフランシスコ体制にあ
るというところは、これは論を待た
ないところでありまして、安全保
障條約を締結いたしましたので、五
年に一たび、その間国の内外におき
まして大きく情勢は變化いたして
おる。昨年はわが国も国連に加盟
して、完全に国際社会に復帰し、懸
案のソ連との国交回復もできたので
あります。まさに安全保障條約、行政
協定の改正をしなければならぬ時期
だと思ひます。また最近における沖
縄の完全基地化、あるいはまた誘導
兵器の供与、また航空機の長足の進
歩、これは基地の意義といふものも
全く變つてしまつた、さういふこと
を考へ合せますと、何としても安全
保障條約は改正をしなければならぬ
時期がきたと思ひます。国民の間
にも、この條約改正の機運が、さう
いふやうな形で起つておると思ひ
ます。岸總理は六月以降にはアメリ
カに行かれます。さういふ懸案につ
いて米國とさういふ折衝をされる
さうであると思ひます。この條約改
正といふ問題は、將來の日本の運命
を決するやうな大事業であらばあ
るほど、私は近來にない名宰相だと
期待する岸首相に、ぜひともこれは
やつてもらいたい、さう思ふわけ
であります。アメリカへこの六月以
降に参られまして、もちろん米國と
條約改正について折衝されること
と思ひますが、大体どういふ点につ
いて折衝されるのか、それからまた
その御決意について承わりたいと思
ひます。

○岸國務大臣 私は本國会におきま
して、いろいろな機会にこの問題に對
して私の所信を明らかにいたして参
つておりますが、われわれとしては、
さういふ條約や協定のものと
おることは、國民の感情からい
うと、一日も早く自身で祖國を
防衛して、さういふ事
態をなくしたいという氣持を持つて
おるというところは當然であると思
ひます。たゞ現在の國際情勢、また
日本の防衛力によつて日本の安全
を保障するといふこと、これは
さういふ情勢にあると思ひます。さ
ういふ條約が制定された当時と今
日の状況にさういふに、内外の諸
情勢も相當變つてきておると思
ひます。またわれわれは今日ま
して、これらの條約や協定を執行
して参りまして、その実績から見
まして、眞に日米共同防衛により
まして日本の安全を保障し、日米
間の將來の友好關係を永続的に
強化するといふ見地から見ま
して、望ましくないやうな事態も
現実に起つておると思ひます。従
つて私としては、今どこをどうす
るといふことは適當でないと思ひま

りまするけれども、日本の國家百年
の大計を決するやうな大事業であ
らばあるほど、私は近來にない名
宰相だと期待する岸首相に、ぜひ
ともこれはやつてもらいたい、さ
う思ふわけでありまして、アメリ
カへこの六月以降に参られまし
て、もちろん米國と條約改正につ
いて折衝されることと思ひますが、
大体どういふ点について折衝され
るのか、それからまたその御決意
について承わりたいと思ひます。

○岸國務大臣 私は本國会におきま
して、いろいろな機会にこの問題に對
して私の所信を明らかにいたして参
つておりますが、われわれとしては、
さういふ條約や協定のものと
おることは、國民の感情からい
うと、一日も早く自身で祖國を
防衛して、さういふ事
態をなくしたいという氣持を持つて
おるというところは當然であると思
ひます。たゞ現在の國際情勢、また
日本の防衛力によつて日本の安全
を保障するといふこと、これは
さういふ情勢にあると思ひます。さ
ういふ條約が制定された当時と今
日の状況にさういふに、内外の諸
情勢も相當變つてきておると思
ひます。またわれわれは今日ま
して、これらの條約や協定を執行
して参りまして、その実績から見
まして、眞に日米共同防衛により
まして日本の安全を保障し、日米
間の將來の友好關係を永続的に
強化するといふ見地から見ま
して、望ましくないやうな事態も
現実に起つておると思ひます。従
つて私としては、今どこをどうす
るといふことは適當でないと思ひま

ると思ひます。従つて私としては、
今どこをどうするといふことは適
當でないと思ひます。

○岸國務大臣 私は本國会におきま
して、いろいろな機会にこの問題に對
して私の所信を明らかにいたして参
つておりますが、われわれとしては、
さういふ條約や協定のものと
おることは、國民の感情からい
うと、一日も早く自身で祖國を
防衛して、さういふ事
態をなくしたいという氣持を持つて
おるというところは當然であると思
ひます。たゞ現在の國際情勢、また
日本の防衛力によつて日本の安全
を保障するといふこと、これは
さういふ情勢にあると思ひます。さ
ういふ條約が制定された当時と今
日の状況にさういふに、内外の諸
情勢も相當變つてきておると思
ひます。またわれわれは今日ま
して、これらの條約や協定を執行
して参りまして、その実績から見
まして、眞に日米共同防衛により
まして日本の安全を保障し、日米
間の將來の友好關係を永続的に
強化するといふ見地から見ま
して、望ましくないやうな事態も
現実に起つておると思ひます。従
つて私としては、今どこをどうす
るといふことは適當でないと思ひま

ると思ひます。従つて私としては、
今どこをどうするといふことは適
當でないと思ひます。

○岸國務大臣 私は本國会におきま
して、いろいろな機会にこの問題に對
して私の所信を明らかにいたして参
つておりますが、われわれとしては、
さういふ條約や協定のものと
おることは、國民の感情からい
うと、一日も早く自身で祖國を
防衛して、さういふ事
態をなくしたいという氣持を持つて
おるというところは當然であると思
ひます。たゞ現在の國際情勢、また
日本の防衛力によつて日本の安全
を保障するといふこと、これは
さういふ情勢にあると思ひます。さ
ういふ條約が制定された当時と今
日の状況にさういふに、内外の諸
情勢も相當變つてきておると思
ひます。またわれわれは今日ま
して、これらの條約や協定を執行
して参りまして、その実績から見
まして、眞に日米共同防衛により
まして日本の安全を保障し、日米
間の將來の友好關係を永続的に
強化するといふ見地から見ま
して、望ましくないやうな事態も
現実に起つておると思ひます。従
つて私としては、今どこをどうす
るといふことは適當でないと思ひま

すが、真剣にそういう見地に立つて、これらの条約、協定を検討をいたす、そうして率直にわれわれの考えをアメリカ側に述べ、またアメリカ側のこれに關する意見等を率直に交換して、そして日本の安全保障を完全ならしめ、また日米間の關係を調整することが、現在最も必要である、こういう考えを持ってあります。ただ具体的に今どこをどうするということをし上げることは、責任者として適當でない、こう思います。

○福井(順)委員 御決意のほどを承わりました、大へん私はけっこうだと思ひます。条約の改正ができない場合には、基地問題の根本的な解決は私にはなかなかむずかしいかと思ひますのでありますけれども、いろいろ基地問題の關争が激化したゆえんのものと考えてみますと、従来の政府のやり方に、大へん熱意を欠くものがあつたのではないかと思はれる節がたふさんあるのではないかと。それは基地問題といえなくさいものにあつたかといふやうなやり方であつて、真正面からこの問題に堂々と取組んで解決をするというやうな、情熱と氣魄に欠けておる。一例をあげますと、私は鳩山内閣成立直後に、日本で五カ所の飛行場が拡張されるという情報を得まして、總理大臣室に鳩山首相をたずねて、この問題の話をいたしましたところが、自分は一向知らないといふ話であつたので、そこで調達庁担当の西田労働大臣を總理大臣室に呼んで話を聞いてみますと、自分も全く知らないといふ話であつたのでありますけれども、事態はすでに刻々に進んでおつて、それから間もなく調査が開始されたのであります。

こういふ政府の首脳部が投げやりな熱意のないことでは、基地問題は解決しないばかりか、ますます紛糾し激化するばかりであります。そこに私は原因があつたと思ひます。國民は、國民は一体何のための基地であるか、また飛行場などを何のために拡張するのかといふことを知らない。今、一番問題になつております、政府が従来計画をいたしておりましたところの五カ所の飛行場の拡張、これは立川、横田、新島、小牧、木更津でありまして、この飛行場を何のために拡張しなければならぬかといふ理由さえ、國民は知らないのであります。はなはだおかしな話でありますけれども、實際現実はそうでありまして、アメリカのために飛行場の拡張をするのか、それとも日本防衛のためにするのか、祖國防衛のためにのか、どうしてもこれはしなければならぬい拡張であるかといふことさえ、政府ははっきりしてない。國民は知らない。そこにこの基地紛争の大きな原因があるのであります。簡単にわかり切つたやうな話でありまして、けれども、私はここで岸總理に、この五カ所の飛行場の拡張はアメリカのためにするのか、祖國防衛のためにするのかといふことをはっきり御答弁願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 先ほどもお答えを申し上げましたように、日米安全保障条約及び行政協定といふものは、日本の安全を保障するために、日米共同して防衛するといふ体制になつておるわけでありまして、私は立川飛行場等の基地拡張の問題は、言ひまでもなく日本の安全を保障するために、すなわち祖國を防衛して日本を安全に置くために必要

なる設備の拡張でありまして、これがただ米軍が駐在しておるといふことが米軍それ自身の目的でやつておる、その米軍の使用に供するといふ目的だけでもつてやられておるといふふうに一般に考えられておるところに、非常な混亂が生じておる。福井君の言われるやうな点があると思ひます。従つて政府としては、あくまでもこれらの基地の拡張といふ問題は日本の防衛のために、防衛上必要な基地の拡張であつて、従つて従来の方針通りこれをやつていく。やつていくにつぎましては、今申しましたところの趣旨を十分徹底して、現地住民の方々の御協力を願ひたいといふことに進んでいきたいと思ひます。

○福井(順)委員 急迫不正の侵害に對して、これはどうしてもこういう飛行場の拡張が必要だといふことであれば、いわゆる祖國防衛のために飛行場の拡張が必要だといふことであれば、日本國民たる者、一人として反対しなかつたであらうと私は思ふ。當時の責任者が、今、岸總理が言われたやうに、はつきりした見解を持つておられたならば、基地の紛争はかくのごとく激化、あるいはまた深刻にならなかつたであらうと思ひます。重ねてお伺ひをいたしますことは、最近、従来政府が計画してきた五飛行場、先ほど申し上げました立川、横田、新島、小牧、木更津、この五飛行場につきまして、どうも岸内閣になつてから、この拡張をやらないのではなかつたかといふやうな感じがしきりと飛んでおります。そして基地所在の町村におきましては、非常にこのために迷わされておるやうな状態にありまするが、重

ねてもう一べんお伺ひいたしますが、この五飛行場の拡張は、従来の計画通りに岸内閣においてもおやりになるのか、ならないのか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 お答えをいたします。従来の方針通りこれを実行するつもりであります。

○福井(順)委員 總理は、従来の計画通りに実行をすると言つておられますが、従来の計画通りに実行するといふことは断じてできません。それは現実の問題としてできていない。土地の収用ができない。使用ができない。そこに大きな法の不備があるのであります。福岡では、昭和二十七年からこの土地収用をやつておりますけれども、いまだに片がついていない。砂川のあの調査も一時中止の状態でありまして、これは土地の住民が協力しないのが理由でありますけれども、一つには法の不備があつて、収用しようと思つても、これは収用できないのであります。そこで法律の改正をしなければ、土地収用法か、あるいは行政協定による特別措置法といふものを改正をしなければ、飛行場の拡張といふことは、従来の計画通りにはできないのであります。今の法律から参りますと、これはいつまでたつても収用するといふことができない、使用することができない。少くとも半年くらいの中には總理大臣が決裁するといふやうな法律でも作らない限り、現在は、町村の首長が事務執行を怠つたり、あるいは反対をすればできない。そういうことから、現在は基地の拡張はできておらないと私は思ふのであります。今後、岸總理は、この土地収用法か、あるいは

はまた行政協定の特別措置法を改正されても、基地の拡張をされるかどうか、一つ明確に御答弁を願ひたい。

○岸國務大臣 今私は、法律の改正といふことは具体的には考えておりませんが、何といつても一番必要なことは、關係住民の方々が、この趣旨をよく理解して協力するといふことであり、また同時に、知事や、あるいは当該市町村長等におきまして、十分にこの拡張の趣旨をこれに徹底せしめ、そしてその協力によつてやるという方法を、私は、従来のやり方よりも一そう徹底してやつて、そして実現をするという方向が、一番望ましいと思ひます。しかし、どうしてもそういうあらゆる方面の十分な協力を得て、そしてなお実現ができないという場合においては、あるいは法律の問題として考えなければならぬかもしれせんけれども、私は、あくまでも、今までの方針からいへば、さつきから論議されておるやうな点が十分に理解され、そして地元において協力するといふ態勢になつておらないと——これを作り上げるやうにこの上にも努力していくことが第一段の務めである、こう思つております。

○福井(順)委員 大へんごりつぱなお考えで敬意を表する次第であります。が、現実の問題としては、なかなか法律の改正をしなければ、基地の拡張はできないにもかかわらず、最後の最後まで岸總理が、地元の住民と話をし、納得すくで拡張されようといふ大へんごりつぱな考えには、いたく敬意を表する次第であります。私は実は、その通りぜひやつていただきたい、こゝろ思ふ次第であります。また基地問題

に關連しまして、間接補償をどうするかという問題があります。今回の国会におきましては、単独立法として、基地交付金の問題が出ると思うのでありますが、これは基地所在の市町村に、固定資産税相当額の交付金をやろうというものでありまして、平年度十億、本年度が五億だそうでありまして、こういうことも、まことに私は基地問題解決のためには、非常にけっこうなことだと思ふ次第であります。私は、この基地交付金のために一年半、ほとんど寝食を忘れて運動しましたので、非常に自分でも喜んでおる次第であります。また内灘だとか、あるいは九十九里などにいたしまして、内灘あたりも、あの河北潟の埋め立ての問題があり、あるいはまた全部補償をもらって転業をして、出かせぎに行つておりましたので、新しく舟を買つて漁をするには、また生業資金も要するというような問題も、内灘あたりにはあるやうであります。九十九里あたりにいたしまして、作田川の河口に、待避を兼ねて漁港を作ろうというやうな計画もあるやうに承わつておりますが、ぜひそういう間接補償を十分にやつていただきたい。要は、基地の拡張というやうな問題にいたしまして、完全な防衛はできないと思ふのであります。もとより基地の拡張なども、法律上できないで、そういう意味におきまして、ぜひとも話し合ひで現地住民の納得のもとにやつていただきたい。そうしなければ、いつまでたつても基地問題というものは解決しない。私は、基地問題というものは、従来の内閣が非常に軽く扱つておられた。先

ほど申し上げましたやうに、くさいものにはふたをしる。基地問題といへば逃げていくというやうな、真正面から取り組まないで逃げていくというやうな方針でありましたけれども、岸内閣では、この方針を改められまして、真正面から対決して、現地の住民とよく相談をされて解決するというやうにしていかねければ、私は、大へんなことが起きてくると思ひます。基地問題というのは、これから先の一番大きな政治問題の一つだと思つておるわけでありまして。そういう意味において、ぜひとも岸総理におかれましては、そういう方針で基地問題に処していただきたいと思ひますが、御見解をいまい一応承りたいと思ひます。

○岸國務大臣 私は、福井君が、従来基地問題の圓滿解決のために非常に努力されておることに敬意を表するものであります。御質問にもありましたやうに、この問題は、先ほど来の質疑でも明らかなやうに、どうしても日本の防衛上やらなければならぬ。そして従来計画においてこれを實現するといふのが、政府の方針でございます。従つて、今お話がありますやうに、あらゆる面において十分これに關係される住民や、あるいは關係の公共団体の首脳部等と、十分な理解と協力によつてこれを實現する。それには政府みずからがはつきりと、今お話のやうに、この問題解決のために全責任を持つて、關係者の納得を得るやうに、この上とも努力していきたいと、かように思つております。

○福井(順)委員 それでは時間ですから、これで終ります。

○相川委員 木原君。

○木原委員 ただいま基地問題について福井委員と總理との間に問答がございまして、聞いておつて、私としては非常に遺憾に思ひます。私としては、あらためて總理に御見解をお伺ひしたいと思ひます。

御承知のやうに、行政協定の第二條、第三條の規定によりますと、アメリカが軍事上必要ならば、防衛上必要ならば、日本の国全土あるいはその周辺の全水域にわたつても、軍事基地を日本に要求して作ることができるといふやうな建前にすなはちなつておると私は考へておるのであります。そこへ持つてきて、先ほど福井委員の言われたやうに、軍事基地をどんだん拡張するについて妨げのないやうな法律を制定しろといわれるし、また總理がそれに沿うやうな御答弁をなすつたといふやうなことであれば、行政協定そのものの解釈からすれば、日本国全土を軍事基地にしてさへかまわぬといふやうな法律のもとに、あなたの方よりやうな態度で基地問題を處理されるということになれば、日本国民は不安でしやうがない。まことにござつておつたら、全土にわたつて基地を設定されるということになる。(「そんなことはないや」と呼ぶ者あり) そんなことはないやない、法の規定を見てごらん。しかもこの基地決定については、日米合同委員会が協議してきめるのだといふことになつておりますが、日米合同委員会の決定についても、もし日米合同委員会の決定がアメリカの権利行使に不利な場合においては、アメリカはこれに

ついてアメリカの権利の制限だとして、国会の承認を受けなければならぬといふやうな強いことを、アメリカの國務次官補ラスクはかつてちゃんと言つたことがあるのです。そのやうなと、日米合同委員会において協議して決定するといふても、その内容は、アメリカの力によつて日本の主張といふものはことごとく弱められてしまふし、しかも非常に力のないものになつてくることは、現実の場合に当然なことだと思ひます。こういうやうな事態でございまして、基地問題の重要性にかんがみまして、私はこの基地問題について、いま一回岸總理の御見解をただしたいと思ひます。

○岸國務大臣 お答えをいたします。今、日本全土を向うの基地にすることでもできるといふやうにお話がありました。が、安全保障条約及び行政協定といふものは、先ほど申し上げたやうに、日本の安全を保障するために、國際情勢及び日本の防衛力の実情から見て、日米共同防衛の体制をとつて日本の安全保障をすることが望ましいと兩國において考へて、これができておる。従つて、今お話のやうなことは常識上あり得ないことであります。なお、具體的の基地の問題については、合同委員会において協議するといふことになつておることも、今御指摘の通りであります。私は、先ほど福井君の質問にお答え申し上げたやうに、あくまでもこの基地問題といふものは日本の防衛のために必要なものであるといふ見地に立つて、十分にそれを國民に了解、納得してもらふことが必要であり、またこれを計画通り實現するの、今日までの経験で見ると、非常

な困難があり、支障があるといふことは、よく承知しておるけれども、しかば、直ちに法律を制定してこの困難を除くことを考へるかという御質問に對して、私はあくまでも今の趣旨を國民に十分に徹底するやうに、また納得してもらつて、關係地の住民や、あるいは公共団体の首脳部に十分に了解して、その協力を得てこれを実現することに一そ努力したい。しかし、どうしてもできないという場合に初めて法律のことを考へるべきであつて、今の現状においては、私は福井君の御提案になつておるやうな法律改正といふことは考へておらないことを申し上げたのであります。考へは今私が繰り返したことに由つて御了承願ひたいと思ひます。

○木原委員 あなたが今御答弁になりましたやうに、私もアメリカが何日本國土の全部にわたつて基地を設定するといふやうなばかげたことはしないことは、もうわかり切つたことなんです。基地を全部設定されたら、八千万の國民の行きどろがないのですから、そういうむづかしいことをするはずはない。しかし、行政協定の条文的文理解釈あるいは文理解釈の趣旨から見まして、もしアメリカが必要とする場合においては、全土とも軍事基地として要求できるというやうな建前になつておることを私も心配するわけなのであります。そこで、また先ほど福井の基地の拡張の問題について福井君からお話がありましたが、福井の板付の基地拡張は、あれは話し合ひ云々の問題ではないのです。あれは明らかに違法な拡張をやつて取り上げたのだといふことを、裁判所自身が判決を

しているのです。あの訴訟は私が弁護人として出まして、第一審において私どもが勝訴の判決を受けたのでありまして、松本治一郎所有の土地を勝手に法律の権限なくしてアメリカが使つておる。だから、アメリカはその土地を原告に返すべきだという判決さへ、福岡の地方裁判所がやつておる。それに對して國はもちろん控訴をいたしております。その結果は最高裁判所の判決を待たなければ何とも言えませんけれども、話し合いどころじゃない、法を不正に使用して拡張をやつておるというふうな現実を総理に知つていただきたいのです。ですから、話し合いまことにけつこりですけれども、法を無理に適用して基地拡張をやるといふようなことは、國民感情を刺激するだけであつて、これは権利の乱用として、私どもは許すことができないと思つて、その点について総理の御所見を伺いたい。

○岸國務大臣 私は具体的な板付の問題につきましても、正確なことは承知いたしておりますが、しかし、私が先ほど来申し上げてゐることは、あくまでも法は守るべきものであつて、法の權利を乱用してこの問題を解決しようというだけではありませんで、あくまでも法律に準拠して正當に基地拡張の意義を國民に徹底せしめて、地元の關係各方面との間に理解と協力を得て、これを実現するということになつて、一そう力を尽したいというのが私の趣旨でありまして、決して法の乱用等によつて理不尽にこれを実現しようと思つてゐるものではないと思つてゐます。

○木原委員 アメリカに行つて云々という質問がありましたから、それに關

連していま一点だけ伺ひたいいたします。先ほど申しましたように、あなたがアメリカにおいでになりました際に、日米合同委員の点について、ぜひあなたに主張していただきたいことがあるのです。今例にあげましたアメリカの國務次官補のラスクが、合同委員の決定がアメリカの權利の行使を妨げるような事態があるときは、アメリカの主權に對する重大な制限として米議會の承認を得なければならぬといふような発言があつたといふことを、私は聞いておりますが、私はおそろくこの一点だけで日本の自主性だとか獨立性だとかいふものはないと思つて、こんな勝手な言ひぐさを受けて、あなたが自主だ獨立だと言われるのはナンセンスだと思つてゐます。こゝろよりやうなどうかつを受けるという事になれば、なんば日米合同委員会を双方獨立國對等の間で話し合ひをしやうとしても、できないと思つてゐます。現在の力の關係で、アメリカと日本が特にこゝろいつた條約の制限を受けておる力關係で、日米合同委員の決定がアメリカの權利行使を妨げるような事態があつたときは、アメリカの主權の制限になるのだといふことをきめつけられたものでは、合同委員の協議そのものは、もう勝つたものと負けたものと、強いのと弱いのとの最初からの勝負にならぬ話し合ひということになると思つてゐるのです。でございませうからその点について、アメリカにおいでになりましたら、日米合同委員の協議事項について、ぜひとも是正していただくやうに総理に要望したいと思つてゐます。

○下川委員 時間がありませんので、簡単に質問いたします。岸総理は六月アメリカにいらつしやるやうでありまして、この主たる目的は何でございませうか。

○岸國務大臣 私は、まだいつ訪米するかという時期につきましては明確に申し上げたことはございせんが、彼等の兩國の便宜なときに行つて、アメリカの主權と會つてみたいといふ考えを述べておるのであります。その目的は、現在の國際情勢、また將來の國際情勢の見通し、分析等について、日米兩國の考え方が同じであるかどうか。また將來の協力關係を深めていく上において、そゝろいことについての根本的な考え方が一致してゐる必要があると思つてゐます。これについての意見を交換いたしまして、兩國の間の將來の長い友好關係、協力關係を強化していく上から見ると、日米間において現在サンフランシスコの條約が締結されて以後、今日までのいろいろな内外の變化から見て、兩國の關係の間においては何調整すべきいろいろな問題があると思つてゐます。これらについて隔意のない意見を交換して、將來の兩國の關係を明朗に、かつ、日本からいへば自主的な立場において、兩國の友好關係、協力關係を深めていくといふことの目的を達していきたい、かやうに考えております。

○下川委員 もちろん拝聴すべきことでもあるでございませうが、當然防衛問題が主となると思つてゐます。従いましめて、こちら側からそゝろい意見を述べなくても、向う側から必ず日米の共同防衛の建前からいろいろな條件が付されてくると思つてゐます。たとえば自衛隊の増強とか、原子兵器の持ち込み、そゝろい問題が必ず出てくると思つてゐます。その際に際して岸総理はどういう態度をとられるか。それを行く前に國民の前に十分意見の開陳をしてほしいと思つてゐます。

○岸國務大臣 防衛問題につきましては、すでに国会でもはつきりいたしております。日本は國力に應じてこれを漸増していく、しかもわれわれは量よりも質に重きを置いて増強をはかつていくといふことを申しておりましたが、その方針は國民の前に私がはつきり約束してゐることであつて、従つてこの方向にいくことは當然であります。また原爆、水爆等を日本に持ち込む問題や原子力部隊の日本駐在につきましても、私は私の所信をはつきりいたしておりました。この方針でこれを曲げるようなことは絶対にいたさなかつてもうございませう。

○下川委員 先般本委員会におきまして、わが黨の議員から沖繩に對する問題を提示されたことがございませう。その際岸総理大臣は、沖繩に關してはやむを得ないといふやうなことを言つたと思つてゐますが、しかし沖繩もやはり日本の領土でございませう。もちろん實際の権限は向うにあるといひました。でも、やはり領土を保持し、あるいは同じ民族を安らかに置く立場に立つて、沖繩の立場、日本民族の立場に立つて、沖繩に原子兵器の持ち込みその他は、強く要望してこれを拒否するといふ態度をとれないものでございませうか。

○岸國務大臣 御承知の通り、沖繩と日本の内地との關係は、今違つた關係にあります。特に安全保障條約があるいは行政協定等による權利義務というものは、これは内地に限られておりまして、沖繩の問題は別であります。従いまして沖繩については、根本的な問題、すなわち沖繩における施政權を日本に返還してゐる等のことについては、国会において決議がされております。國民の意思もそこにあると思つてゐます。そゝろい見地に立つて沖繩の問題を根本的に処理する方向に進んでいかなければならぬが、今の現實の事態としては、特にそこに野在してゐるアメリカの軍隊の性格につきましても、これはおのずから差異があるのであります。従いましてこれを同一にやることはできないと思つてゐます。私はその際にも申し上げたのであります。が、國民の氣持として相諒されるならば、同じわれわれとしての意思を表明することはできませんけれども、しかし内地と同じやうに、われわれが承諾しなければそれが實現することのできないといふやうな狀態に沖繩がないことは、はなはだ遺憾でありますけれども、現實はそゝろなつてゐるといふことを申し上げたのであります。

○下川委員 要するに要望してほしいといふことであります。

それから先般小瀧長官は防衛六カ年計画を目下作成中だと言われました。しかし代々の防衛庁長官は、みんなそんなことを言つてゐる。すでに木村長官以来ぶつ通しいつも防衛庁長官は防衛六カ年計画は作成中だと言われる。一体できてゐるのかできてゐないのか、あるいはほんとに作成中なのか、その点を一つこの際明らかにしてほしいと思つてゐます。

○岸国務大臣 言うまでもなく長期防衛計画といふものは、各種の点を網羅してその総合的結論から生れるものでありまして、今日までもこれが作成について防衛庁においても努力をいたしております。また国防会議ができました、この計画は最終的には国防会議において決定されるものでありまして、国防会議の關係におきまして、われわれはこれを研究し、さらにその作成については努力をいたしておるところでございます。

○下川委員 作成中であるならばいつごろできるのですか。大よその期日をお教え願いたいと思います。

○岸国務大臣 はつきり時日を申し上げるわけにはいきませんけれども、今申し上げたやうな……

○下川委員 およそでけっこうです。

○岸国務大臣 私はこれがきまつておられないためにいろいろな点において支障を来たしてあることも承知いたしておりますので、関係の人々にもなるべく早くということをお願いして督促いたしておりますけれども、大体の見込みはいつごろだということを今申し上げることは適当じゃないと思ひます。

○下川委員 先ほど岸総理は量より質の自衛隊を作らんとおっしゃいましたが、毎回ごとに自衛隊を増強しておる。しかし何らの構想もなく計画性もない、まるで水ぶくれのような軍隊をこしらえておる。だから事故が多いし、あるいはまた死の行軍などをやつておるやうな結果になつてゐるのだと思ひます。一体何を根拠に、何の理論付けでかやうな増強をするのか、それをお示し願ひたいと思ひます。

○岸国務大臣 これはもちろん防衛庁といふものがございまして、いろいろな点から日本の防衛力を国力と見合せて漸増していくという基礎的な案を立て、内閣において審議した上において、その年々の予算を決定して進んでおるのであります。ただ下川君の御質問のように、私もいつまでもそういう状態に置くことは望ましい状態ではないのであります。やはりわれわれが一つの長期計画を持つてそれを年度別に実現していく姿にすることが望ましいと思つて、さつき申し上げたやうにせつかく研究いたしておるわけでございます。

○下川委員 研究中ならば私はあえて増強しなくてもいいと思ふ。やはり現状のままで研究していくのがいいと思ひますが、毎回々々いつも増強しておる。しかもその費用は一切国民に負担をかけてゐる。こうであつてはならないと私は思ひます。従ひまして十五国会以来何回も繰返しておりますが、岸総理は一体防衛の限界といふことをどういふやうに考へておられますか。要するに防衛力を漸増するという建前に立つての自衛隊の増強だと思ひますが、一体何年に何万人にしたら防衛に役立つのか、あるいは完全な防衛ができるのか、あるいはまたどのくらい飛行機が私にあるかと思ふ。毎回々々かういふやうに伸ばしていつたら限界がないと思ふ。しかもむだな軍隊を作り、むだな兵器を作り、先ほど各委員からお話をありましたけれども、實際的に空砲にひついたり軍隊を作つてゐる。むしろさういふことよりも軍隊なんかはない方がいいのじゃないか。一体防衛力の

の限界をどこに置くのか、その点を一つ明らかにしてほしいと思ひます。

○岸国務大臣 先ほどから申し上げてゐるやうに、結局それは日本の長期防衛計画が今申したやうな手続なり研究の上になつておるわけで、そこに初めて明確になる問題であつて、しからばそれまでは何もせずに待つた方がいいやないかというお話でありまして、それでもないかと。これは私もかねておつてきておる国力に應じた漸増方針といふものが基礎をなしておるわけでありまして、それが一定の長期国防計画といふものに具体化されますと、今あなたが御指摘になるやうに、陸上部隊は何万ならいいんだ、あるいは飛行機は何機ならいいんだ、軍艦といふものは、海上の部隊はどれだけの数になり、船舶はどれだけのトン数ならいいかといふ問題が初めてきまらぬのでありまして、今明確にどれだけやればいいんだといふことを言ひ得ない状態にあるのであります。

○下川委員 だからこそ計画性のないところに軍隊を増強することはもつてのほかだと思ふ。計画があつて初めて軍隊の増強ができるであらうし、またいろいろ企画ができると思ひます。計画のないところに軍隊を増強することは不思議だと思ふ。それはいかがですか。

○岸国務大臣 今申しましたやうに、結論的なはつきりした計画はまだ充実にされておらないのであります。しかし根本の方針として、われわれは国力に應じて最小限の自衛力を漸増していく、さういふ方針のもとにここ数年漸増して参つております。常に国力とに

最小限度と思われるものをわれわれは増強してきてゐるのが現状でございます。これを正確に密に批判いたします。これを正確に密に批判いたします。ならば、今下川君の言われたやうに、それじゃ不明確ではないかという御批判が出るのは、実は根本的防衛に關する長期計画がないことからきてゐるわけでありまして、これは今申しましたやうに、できるだけ早く作り上げるやうにせつかく努力をいたしてゐるのでございます。

○下川委員 それとともに防衛々々とおつしやいます。一体防衛の対象はどこに置くか、その点をお答え願ひたい。

○岸国務大臣 ちよつと御質問の御趣旨が私にはつきりわからないのですが、防衛の対象といふことを、かつて考へられておつたやうに、仮想敵国といふやうな意味でお話であるとするならば、さういふものは前提としておりません。

○下川委員 今日大体仮想敵国といわれるのは中ソでございましょうが、中ソとしても現在侵略の意図がない。万が一侵略した場合、第三次世界戦争であるいは原子力戦争になることは明らかであります。従つて日本が平和的な国民として営みをしてゐるときに、何ぞ侵略する国はないと思ひますが、さういふときにどうして防衛々々といつて、アメリカのセコハンの機械を乗り回したり、あるいはまた自衛隊を増強して国民の血税をしぼるのか。平和的な国民である限りは、實際的に見て侵略国は全然あり得ないはずで、あるとするならば、それはアメリカに対する侵略であつて、要するに日本はアメリカの属国としての植民地的なにお

がするのであります。それに対する牽制的なひらめきはあつかうせられませんが、平和的な国民としての日本に対してのひらめきはあり得ないと思へるのではありません。その際、どうしてこのやうに漸増々々といつて自衛隊を増強するのか、防衛の対象がないときに何のために自衛隊を増強するのか、それが私にはわかりません。

○岸国務大臣 これは今の国際情勢なりあるいは諸外国の状態をお考えになるときわめて明白であると思ひます。今日日本は特に平和を基礎の考えをいたしておることは言うを待たないものであります。平和であり同時に他から不正な侵略を受けないといふ安心感を、国民が持つておる状態が作り上げられておらなければならぬことは、言うを待たないのであります。国民にさういふ安心感を与える意味において、われわれが祖國を防衛する、自分たちの力で不正、急迫の侵略に対しても、祖國を守り民族を守ることができるといふ安心感を持つことが、日本自身が平和に、また國際的に世界平和を日本が増進する上に寄与できる基礎であらうと思ふ。その状態を作り上げる上から申しますと、今全然無防備で、一切の防衛力を持たずに、さういふ安心感が作り上げられるやうな國際的關係になつておるかと思ひます。遺憾ながらさうではない。諸外国の事例等をごらん下さい。諸外国の愛好し、平和のために何しておるやうなものを持たなくとも、自國を自分の力で防衛するに必要な防衛力といふものは持ち、そこに自分の國の、また民族の安全が保障されてゐるとい

安心感のもとに立つておるわけでありまして、こういう国際の現実から見ますと、われわれの力で、祖国がいかなる場合においても不正急迫の侵害を受けないという体制をとっておることは、私は絶対に必要である、かように考えております。

○下川委員 自国を防衛する力といつても、もうすでにソ連、中国に侵略の意図は絶対にあり得ないと思うのであります。一体どういう立場で自国を防衛する力というのですか、その点を伺いたい。

○岸國務大臣 言うまでもなく、今世界の各国において、自国だけの力でもっていかなるものにも対抗できると思われような国防力を持つておる国は、おそらくアメリカとソ連だけであろうと思う。その他の国々においては、従って集団安全保障を確保するという意味において、いろいろな地域的の集団安全保障の形態もございまして、あるいは共同防衛の形において安全を保障されておるということもありまして、私はやはりわが国の理想としては、国連に加盟をいたしまして、国連による集団安全保障というものは世界的に強化されていく、これによって世界の平和が保たれ、またその一員としての集団安全保障が一番望ましいと思ひますけれども、それは現実の問題から言いますとまだそこまで行っていない。そこで日本は日米共同防衛の体制において日本の安全を何しておる。しかしこの関係から、あるいは安保条約、行政協定等によるいろいろな事態がござい

ますので、これをなるべく自国の力で一応安全の保障が確保されるように、また日米共同防衛の体制におけるアメ

リカ軍の駐留等のことも撤退されるようにするのは、日本自身がある程度の防衛力を持つことは必要であり、その方向に向つて努力しておるというのが現状であると思ひます。

○下川委員 防衛論議はこの程度にしまして、それでは渡米して防衛分担金の削減についての交渉をしますか。

○岸國務大臣 私は、先ほど申し上げましたように、そういう具体的問題を交渉するような意味で渡米をいたす意思はございせん。と申しますのは、アメリカの方もそうでありまして、私が、私自身としても訪米いたしましても、きわめて短時間ならざるを得ない。そしてもしもそういう問題の交渉をするならば、それぞれの機関がありまして交渉することもできるのであります。私はもう少し大局的な見地から、先ほど申しましたような何における、ほんとうの首脳部の間の隔意のな

い意見を交換して、そして今後の日米関係の調整の基礎を作っていくということが必要である、こう思つております。

○下川委員 われわれは安保条約並びに行政協定の放棄が主張でございまして、自民党内閣ではそれもできないでしようが、少くとも現在日本の世論となつておる行政協定の改正とか、あるいはまたその他不祥事件が起つたとか、いろいろな問題もございまして、それに対処しての改訂ですか、そういう点を向うで強く主張していただくといい点についてお伺いしたいと思ひます。

立場からアメリカとすべての話し合いをするつもりでありますから、自然今のお話のような点にも触れることがあ

ると思ひます。あくまでも日本の自主的な立場を明確にして話を進めていき

たいと思ひます。

○下川委員 最後に一点だけ質問申し上げますが、今までのたび重なるアメリカ兵の暴行事件やいろいろ複雑きわまる事件がございまして、それというものは、おそらく日本に対する蔑視感から生まれてきたと思ひますが、それを裏返せば、従来のアメリカへの媚態外交の現われだといふふうに私は考えるわけ

です。従ひまして、交渉の担当者である岸總理は、日本人岸信介ここにありと

いうきざんた態度をもつて交渉に臨んでほしい、日本民族の名においてやつていただきたいと思ひますが、その決意と勇気があるか、その点を一つ伺いたい。

○岸國務大臣 今の下川君のお考えは私は全然同感でありまして、あくまでもそういう心がまえで処していきたいと思ひます。

めになられたこの機会に、かねての熱願を達成せんと心されておられるやに伺つておる。それはどういふ形でかと申しますと、憲法調査会を大いにこれから生かしていききたい。天皇は国際的儀礼的な立場から元首としての地位を憲法上に置くべきであるといふような所見を、今国会においてもお述べておられるようであります。私がそのあなたに対してお尋ね申し上げたいのは、現に日本国には嚴たる現行憲法があることは大臣よく御承知の通りです。従つてこの憲法の存する限りにおいて

は、憲法を徹底的に尊重するといふ考えを總理はお持ちであるかどうか、これをお答え願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 それは現行法を尊重することは当然でございまして。

○受田委員 しかればこの憲法に盛られた精神を國民によく普及徹底せしめるといふ任務も、憲法を尊重する立場から当然生まれてくると思ひますが、大臣いかがでございませうか。

○岸國務大臣 もちろん現行法の存する限り、これに対する國民の十分の理解と、またこれを尊重することを普及すること、当然であると思ひます。

○受田委員 五月三日は憲法が制定されて満十年になります。しかしこの新憲法に対して、先般あなたのお房審議室が世論調査をやりましたところ、憲法の大まかな精神さえも理解しない者が約三分の一、それから憲法改正手続についてよく知らないのが三分の二といふ数字が出ておる。従つて憲法はよく普及徹底していない。そこで五月三日には政府として、徹底的にこの憲法の精神を普及徹底せしめる記念式、あ

るいはいろいろな行事を行つ御用意があるかどうか、お答え願ひたい。

○岸國務大臣 目下、そのことにつきましては考案中でございまして。

○受田委員 従来憲法記念日には政府みずから予算を取つてこれが普及徹底に努めて参りました。しかるところ鳩山内閣以来は、五月三日に政府の行事らしいものを私は拝見いたしておりません。あなたはその点において、現行憲法の存する限りこれを徹底的に尊重し、これを普及徹底せしめると仰せられたのでございまして、この機会に政府として、國民こそつて祝賀憲法記念日に當つて、しかもそれが意義ある

満十年記念といふことにならなす、より一そう意義が深いと思ひます。でございますが、考案中でなくて、何かの形のものはお持ちかといふ気持は總理としてはお持ちかどうかをお答え願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 今お答え申し上げたように、私自身もそのことについて考えておりますし、またそういうことの要望もありまして、政府としては、今考案中でございまして。

○受田委員 現行憲法は、その存する限りにおいてはそれを守り、普及徹底せしめるために目下行事を考案中であるといふことではありますから、考究のすみやかな実現をこいねがいます。

私はこの際總理にお尋ねを申し上げたいのは、天皇の憲法上の地位を、元首として国際儀礼の場などにおいて特別にはつきりする必要があるので、そういう形におきたいとお氣持、非常に天皇に対する敬意をお持ちでござい

ますが、国会開会式のつど天皇のお言葉があるわけです。そのお言葉の中

に、必ず憲法の規定をよく守りという言葉があることを總理御記憶でござい
ます。

○岸田大臣 よく記憶いたしており
ます。

○愛田委員 あなたはその点におきま
しては、天皇を國の元首とすることに憲
法改正をするという、非常に天皇を大
事にされる御精神におかれて、天皇の
お言葉を忠実に執行するのが國務大臣と
しての任務であり、もしそれにたがうよ
うな憲法改正で、現行憲法を粗末にす
るといふようなことであるならば、不
忠の臣であるということになると思
うのでありますが、そこをよく考えられ
て、一つ五月三日には盛大なる記念式
典をあげられて、國民に憲法の精神を
普及徹底せしめることに十分の努力を
されることを重ねて御希望申し上げて
おきます。

○岸田大臣 私はあくまでも現行憲
法を尊重することは、先ほど来その所
信を明らかにしておりましたが、しかし
われわれは民主主義の政治を行なつて
おり、民主主義國であります。言論は
自由であり、研究は自由であります。
従つてこの憲法改正に関する論議につ
きましては、私がいかなる意見を持
ておるかということも尊重されていい
と思う。この通りことを実現しな
さいというのを言うのではありませ
ん。國民多数が憲法の規定によつてい
ろいろな論議を批判し、判断して、そ
うして考えるというのが民主政治のあ
り方であると思ふ。従つて私がそ
ういふことについて意見を申し上げて
おるといふことは、決して現行憲法を
尊重する念において人後に落ちるとい
ふ意味では絶対にないのでありますか

ら、誤解のないようにお願いいたしま
す。

○愛田委員 その点は了解をいたしま
す。従つて五月三日の記念式典は前古
未會の大盛典をあげられることを大
臣としては御計圖に相なるように希望
しておきます。

私はもう一つ憲法に関連する問題で
お尋ね申し上げたいのです。法制局長
官が御用意のためにいふになつてお
られますが、現行憲法の第六十六條に
國務大臣は文民であらねばならないと
いう規定がその第二項にあげられてい
るわけですが、この規定は從來いろいろ
論議されておつたのでありますが、は
しなくも石橋内閣の成立に當り、いや
その以前の鳩山内閣のときにおきまし
ても、かつての大皇帝として世紀の立
役者であられた野村先生が、防衛庁長
官の話題にお上りになつた。特に今度
の石橋内閣のときには、今あなたのお
隣におすわりになつておられる小瀧さ
んがおなりにならなければならぬであ
らうという立場に、野村先生が非常
に大きなうわさに上られ、すでに決定
的な空気にまで持ち込まれたことは、大
臣よく御承知であらうと思ふのであり
ます。これはあなたにも直接響く問題
でございまして、あなたが閣僚とし
ておられるときにその問題が出てお
つたのでありますが、石橋内閣の文民と
いう解釈だけははつきりしていただか
なければならぬと思ふので、この
際明瞭に總理から御答弁願ひたいので
す。

この憲法ができる当時の国会の論争
をいろいろと研究してみますと、当
時の國務大臣金森先生が担当國務大臣
として答弁された速記録及び質問者の

国会におけるいろいろな意見交換等
を通じてみられたものは、文民という
のをわざわざこの憲法に書き立てた理
由は、平和主義、民主主義を侵すおそ
れのある者を排除する規定であつたと
いうことを、はつきりわれわれは了承
せざるを得ないのでありますが、大臣、
さう心得てよろしうございませ
か。

○岸田大臣 憲法第六十六條のいわ
ゆる文民という規定の解釈につきまして
は、學者の間にも意見が一定をいたし
ておりませんし、また制定當時、いろ
いろの論議を見ましても、これはいろ
いろ意見のある規定であらうと思いま
す。從來この点について国会において
政府当局との間の質疑もしばしば行
われております。あるいはこれをもつて
かつて職業軍人であつた人は一切い
かぬといふような解釈をする人もあり、
あるいはこれはこの原語である、翻訳の基
礎になりましたシヴィリアンという言
葉から、要するに現役軍人でない者は一
切シヴィリアンだといふ解釈もありま
すし、私どもはやはり從來政府がとつ
てきておりますように、一切のかつて
職業軍人であつた人を排除するといふ
意味ではなくて、やはりこの憲法の中
心精神である平和主義、民主主義とい
うようなものに根拠を置いて、日本の
平和主義、民主主義といふものを完成
する上からいって、元軍人であつて、
さうして軍國主義、あるいは今の平和
主義や民主主義にとりしても反する
といふふりに考えられる人を除くとい
ふ趣旨に解釈するのが正しいのではない
か、こゝういふふりに政府としては考
えております。

○愛田委員 そうしますと總理の政府
を代表する御見解としては、元軍人
であつて、それがしかも軍國主義、極
端な國家主義者である場合に排除する、
こゝういふある程度の制約をされた結
論が出ていますと思ふのでありますが、
こゝう承じていいですか。

○岸田大臣 そゝういふふりに考
えて
おります。

○愛田委員 非常に明瞭になつてき
てゐるようでございしますが、元大將
といふよりなものは、少くとも三軍を指揮
された最高責任者であつて、長期にわ
たる軍人経歴と根強い信念が入つてい
る。ここには私が平素非常に信頼して
おります同僚の方々の中にも、元軍人
の高級の方がおられます。私はこの
方々はさういふことにはないと思つて
おりますけれども、私はここでははつき
りしておかなければならぬですが、ど
の程度のものかの判断は非常にむずか
しいことではございします。しかしその
中にひそむ軍國主義、極端な國家主義
といふものを判定することが非常にむ
ずかしいだけに、少くともそのおそれ
のある者は遠慮するといふのが常識で
はないかと思ふのでございしますが、
いかがでございましょうか。

○岸田大臣 今私が申し上げた標準
を具體的にはめますと、なかなかこれ
は判定のむずかしい場合があると思
います。ただかつて軍人の階級が大將
であつたからと、將官はどうか、
佐官はどうかといふふりに簡単に論ず
ることはできないと思ひます。これは
私自身の一個の考えであります。政府
を代表してといふ意味ではありませ
んが、一休民主政治、民主主義の政治に
おいては、私がこゝで申し上げるまでも
ない

く、主権は國民にあるわけでありま
す。従つて選挙を経て、國民が審判し
て、これは日本の民主主義政治を完成
する上から望ましい人だとして、国会
議員に選出されてこられるような人は、
私は、今申し上げたように、ただその人の
過去の経歴が大將であらうとも、あるい
は中將であらうとも、その後における
このその人の行動なりあるいは實際
の政治的信念といふものを十分主権者
たる國民が判断して、民主政治完成の
ために国会に送つていくといふような
場合においては、この憲法の規定には
大体抵触しないと見るのが適當じやな
いか、こゝういふふりに思つておりま
す。

○愛田委員 國務大臣は過半数を国会
議員からとるようになっております。
それはあなたが任命される立場に立た
れるわけですから、いつでもあなたの
部下である大臣の首を切つて、あなた
の信ぜられる人をすげかえていいわけ
なんです。ところが国会に選出され
た人は、一応軍國主義や極端な社會主
義者でないといふ信頼を得たのだとい
う、私は、やはりさういふ限定をする
ことは、あなたにははなはだ危険な思
想があると思ふ。(笑聲)もともと、当
時大河内輝耕氏は貴族院で、代表賛成
演説をされたときに、私はこの法案を
通すのに、元軍人といふことはワクを
はめない。少くとも國家主義者であ
る、軍國主義者であるといふものは、
これは軍人であらうとなかろうと、戦
争誘発の危険のある者は全部いけな
いのだといふ了解のもとに、この法案に
賛成する、と言われたのであります。
従つて憲法草案に賛成されたのでござ
います。こゝういふことになれば、岸

先生の過去のことは私はもう申し上げたくございませんけれども、当時大河内氏が予定した中には、そういう大東軍戦争の指導者の要素が、ちよつぱりちよつぱり議論の中に出てきておるところを見ますと、岸先生もあぶない一人であらうしやる。(笑)しかし私は、幸いよきは謙虚な気持であつたが反省されて、祖国の再建に努力されるという熱情に御共鳴申し上げて、御健闘を祈つてお一人であります。従つてあなたは、どうか今仰せられた、国民が投票して選んだ国会議員はだれでも防衛長官にしようというのだという御判断は、なぜしからば「國務大臣は、文民でなければならぬ」という明文を書いたかということから、私は一つの大きな疑義があると思ふのです。従つて大將とかそのほかの最高指揮官であつた方々、りつぱな方がたくさんおられますが、そういう方々は、あるいはそういう軍国主義を鼓吹して、それに軍国主義的な要素の国民の分子が投票して、選ばれる場合もありま

し上げたのでありまして、結局はある元軍人であつた人を任命した場合における政治上の責任及び批判というものは、当然内閣総理大臣が受けなければならぬ何でありましようけれども、私は今申し上つたような精神、趣旨を貫く意味において、適当な人事をやつていくのがいいのだ、こういうふうにしておりま

をとらえて——大將はいけなかつたか、少尉ならいいという問題ではないのではありませんかと、私はかように考えるのであります。

の内閣法という、内閣の構成に關する基本法は、これは特にあなたの権限に關する規定が出ておる次第であります。第九條に總理が事故があつたり欠けたときにおける副總理の設定も書いてあるものであります。ところがこの法文は、きよくは法律的に答へ願ひたいのでございまして、はつきりと第九條には、内閣總理大臣に事故のあるとき、または欠けたときと、二つあげまして、ときは、あらかじめ指定する國務大臣がその職務を行ふという規定があるわけですが、あらかじめ指定することになりますと、これはどうしても事前にあなたの職務代行者、臨時總理大臣となる人、副總理を置いておかなければならぬという、一つの、任意規定でなくて、強行規定であると私は解釈するのでございまして、法文の解釈をいかにお取り扱ひでございまいしょうか。

した國務大臣がいなければならぬのですね。ところがこの法文を率直に解釈するならば、欠けたときに指定した人がいなければ、だれがあつた臨時總理になるかわからないことになるのです。こつ然と總理が去られたときに、(笑)そういうことを考えたくないけれども、この法文で考えるときには、そういうことも考えなければならぬ。欠けた場合に、あらかじめ指定した國務大臣がいらないということになると、法文無視、内閣法違反であると思ふのです。その法文解釈について、一つ法制局長官からよく教えてあげていただきたい。

○林(修)政府委員 私の前任者であります佐藤達夫氏が国会でお述べになりましたことは、大体先ほど大臣からお述べになりましたような見解と同一でございます。つまりこれは旧職業軍人全部を排除する規定ではない。やはりその中で、過去の経歴等に徴して、この憲法の趣旨とするところに反するようなことが濃厚に認められる者、こういう人を排除する趣旨であらう、こういうことに抽象的に考えるべきものであ

○林(修)政府委員 私の前任者であります佐藤達夫氏が国会でお述べになりましたことは、大体先ほど大臣からお述べになりましたような見解と同一でございます。つまりこれは旧職業軍人全部を排除する規定ではない。やはりその中で、過去の経歴等に徴して、この憲法の趣旨とするところに反するようなことが濃厚に認められる者、こういう人を排除する趣旨であらう、こういうことに抽象的に考えるべきものであ

○岸國務大臣 具体的に、私は今個人をあけて、これがいいか悪いかということを一々申し上げる気持はありませぬ。(受田委員「国会議員です」と呼ぶ) 国会議員云々と私が申し上げたのは、これは私の一個の意見でありまして、今の場合としては、政府の公式の意見としては、先ほど申し上げたところに尽きておるのでありますから、それで御了承願ひたいと思ひます。

○岸國務大臣 これは私は、原則としてはやはりあらかじめ指定しておいて、そしてそういう不測の場合に処するというのが九條の精神であらうと思ひます。しかしいつそそういう指定を行ふかということは別に規定はないわけでありまして、幸いに今事故を生ずるような状況にございせんから、適当なときにはそれらの目的に従ひ、こう考へております。

○林(修)政府委員 もちろんこの内閣法は、事故あるとき、あるいは欠けたときにあらかじめ指定された國務大臣があることを予定しておるわけでございます。将来の例では、内閣成立の際にこつり指定が行われるのが例であつたわけでありまして。しかしこれは必ずしもそのときにしなければならぬというまでの拘束はないわけでありまして、適当な時期にされることをい

○岸國務大臣 今の現行憲法におきましては、大臣の任命は結局内閣總理大臣の責任でありまして、従つて先ほど私はただ私一個の見解を述べたのであります。政府の見解としては、先ほど申し上つたように、この現行憲法の根本精神である平和主義、また民主主義というものに反するような、軍国主義の非常に濃厚な旧軍人は、この規定において排除すべきものであるということをお

○岸國務大臣 今の現行憲法におきましては、大臣の任命は結局内閣總理大臣の責任でありまして、従つて先ほど私はただ私一個の見解を述べたのであります。政府の見解としては、先ほど申し上つたように、この現行憲法の根本精神である平和主義、また民主主義というものに反するような、軍国主義の非常に濃厚な旧軍人は、この規定において排除すべきものであるということをお

○受田委員 これは總理、大事な問題ですから、この際、ロシヤ大使との会談はちよつと待つてもらうようにして……、この際もう一つだけ。總理大臣、今度はあなたが總理大臣の立場から内閣法關係を一つお尋ね申し上げますが、こ

○受田委員 この規定の中で、總理大臣事故あるときにあらかじめ指定するは、それは適当なときでいいというけれども、總理大臣が欠けたときはあらかじめ指定する國務大臣が總理大臣の職務を行ふとなると、欠けてしまつたらあらかじめはなくなつてしまふのです。欠けたときには、あらかじめ指定

○受田委員 この規定の中で、總理大臣事故あるときにあらかじめ指定するは、それは適当なときでいいというけれども、總理大臣が欠けたときはあらかじめ指定する國務大臣が總理大臣の職務を行ふとなると、欠けてしまつたらあらかじめはなくなつてしまふのです。欠けたときには、あらかじめ指定

うことを想定するのがおかしいのでございすが、もしあるとすればそういふふうに考えるほかにと思ひます。

○受田委員 それは大へんおかしいと思ひ。法制局長官としてははなはだ不謹慎な発言です。つまり万一の場合に考えたくないが、今ごろは万一の場合が起り得るのです。(笑聲)石橋さんの御病氣だつて、ほんとに突然でしよ

う、私は岸さんの御長命を祈つておる一人でありまして、生き身ですからいつどいうことが起るかかわらない。そのときに、この法律には「予め指定する國務大臣」とはつきり書いてある。しかも置くことができるでなくして、あらかじめ指定した國務大臣が總理大臣の職務を行うと書いてある。そういうことがはつきりしておる。任意規定じゃないと私は解釈するのです。

○林(修)政府委員 これは先ほどお答えいたしました通りに、実は内閣法第九條は、当然今受田委員から仰せられたようなことを予定しております。従つて当然にしかるべき時期にこの代理予定者と申しますか、これが指定せられておることが内閣法の予定しておるところだと思ひわけでございます。

○林(修)政府委員 それは先ほどお答えしてあるところでございます。しかし、この規定はそういう方があらかじめ指定されていることを予定しているものではないかと、先ほどからお答えしておるわけでございます。しかしこれは内閣成立の初めに必ずやらなければならぬというほどのことではありせん。従来からの例に徴しまして、しばらくの間こういふ方がい

たとすれば、やはり残された閣僚が相談して臨時にしばらくの間でも代行をするといふことよりほかにあるまいといふことを申し上げたわけでありませう。

○受田委員 仮定ではありませう。事故があつて欠けることは通常考えられる場合です。こつ然と去つていくことがあり得るのですから。この法律が「欠けたとき」といふのは、万一といふ仮定じゃないのです。あり得ることをあげておるのです。これは法律はそういうことを想定してありません。はつきりと、「欠けたときは、その予め指定する國務大臣」と書いてある。欠けたときにあらかじめ指定する國務大臣がいなければ、臨時總理の職務を行う人がいないわけですから、そのときにあなたがおっしゃる通りに、みんなが協議してだれが臨時總理になるかといふことを話し合ひする、そういうめんどうなことが起る。そういうことは仮定でなくして現実にあり得る問題です。それでしよ。そういうあり得る問題をあなたは仮定の問題として考えられておることは、私は非常に不届きだと思ひます。あなたは法制局長官として、この「欠けたときは、その予め」という明文を良心に従つて答弁してもらいたい。

○林(修)政府委員 それは先ほどからお答えしてあるところでございます。指定されていることを予定しているものではないかと、先ほどからお答えしておるわけでございます。しかしこれは内閣成立の初めに必ずやらなければならぬというほどのことではありせん。従来からの例に徴しまして、しばらくの間こういふ方がい

ます。従ひましてそれをもつてただちに違法なりといふ必要はない。しかし万一そういうことがない場合に起つたらどうなるかといふお話でございますが、それについては先ほど申し上げたやうなお答えしかできないわけでありませう。その場合にないからどうにもしやうがないじやないかとおっしゃるかも知れませんが、しかしその場合にはどうにもしやうがないといふことで済ましておるわけにはいかないわけでございますから、当然そのときの法理を考へなければならぬといふことを申し上げたわけでありませう。しかし前提といつたしまして、こつ然と臨時代理者をいつまでも指定しておかないことはあつたしよしくないといふことについては、おっしゃる通りだと私は思ひます。

○受田委員 一國の總理大臣の法制的御用學者である林先生として、これははなはだ柄にもない御答弁です。私はこの法文はいいかげんに取り扱ひ規定じやないと思ひます。きわめて明瞭に内閣法の第九條として、總理が欠けたときはあらかじめ指定する國務大臣がその職務を行うと明言してあるのです。任意規定じやないと私は思ひます。従つて欠けたときに指定した副總理がいなかつたならば、その次にみんなが協議して、だれが臨時總理代理になつておるわけにしようといふやうなことでなくして、欠けると同時に、直ちにあらかじめ指定された人が臨時總理代理でさつと職務を遂行されるというところに、内閣法の規定の精神があると思ひます。あなたはあとから残つた人がみんなで相談して、だれが臨時代理になるか話し合ひしてきめたらよろうといふことをおっしゃつておる。

仮定ではない、現実に起り得る大事な問題であるから、一つ法律を正直に解釈してもらいたい。

○林(修)政府委員 どうも先ほどから私が申し上げたことが御理解願えないように思ひわけでございますが、もちろんあらかじめ指定する國務大臣がおれば、それは当然その方が内閣總理大臣臨時代理と申しますか、欠けたときは別の言葉を使つた方が適當かも知れませんが、そういう總理大臣の職務を代行する方になるわけでございます。これは別に何も不思議なことはいふわけでありまして、その通りであります。しかし今の御質問は、もし万

なかつた場合にはどうなるかといふ御質問でございますから、私は先ほどから申し上げておるやうなお答えをしておるわけでありませう。

○受田委員 それ以前の問題です。欠けたときにちゃんとあらかじめ指定する國務大臣がいなければならぬと、この法律は規定しているといふふうに私は解釈するのです。欠けたときにはあらかじめ指定する國務大臣がその職務を行うと書いてある。行つておるわけにじやないのです。

○林(修)政府委員 その点も先ほどからお答えしてある通りでございます。しかしそれは内閣成立の初めにしなればどういふかといふほどの問題ではない、適當の時期に指定されておればいいものだ、かように私は先ほどからお答えしておるわけでございます。

○相川委員長 受田君、ちよつと御相談しますが、總理は國際關係において

にやらなければならぬから、本日はこの程度で一つ。

○受田委員 それではこれはこの次にやることにして、問題を残しておきます。あなたは研究しておいて下さい。そこで總理にお尋ね申し上げたいのですが、總理は国防會議の議長でもいらつしやるのです。そうしてそれにもやはりこつ然と規定が出ておるのです。そういうことを考えねばならぬ悲惨なる場合が必ず出てくるやうになつておると思ひますが、これは一つ總理も長官とよく御相談していただいて、明確なお答えを願ひたい。

最後に一つ、あなたは行政部門の最高責任者ですが、國家行政組織法における總理府の外局に防衛庁もあれば自

治庁もある、いろいろな役所があるわけですから、その役所の最高責任者として一つお答えを願ひたいことがあるのですが、總理府の外局である自治庁の自

治庁長官は、國務大臣をもつておることになつておるというところは、私は規定でよく承知しておりますが、自

治庁長官室には大臣室の看板がかつておる。自治庁の大臣をやつておるの

は、行政各部門の担当國務大臣では私はないと思ひます。政政長官たる國務大臣ではない。總理府の外局の長官を兼ねておる國務大臣は、すなわち自分の担当行政部門のない國務大臣と私は解釈するがいかがでありませう。

○岸國務大臣 ちよつと御質問の趣旨がわからないのですが……

○受田委員 自治庁の長官は自治庁長官であつて、大臣室という看板をかけるやうな立場にはない。自治庁長官は國務大臣が兼ねておるのであつて、自

なる國務大臣である。いわゆる無任所大臣としての國務大臣であると私は解釈するがいかがであるかということである。

○林(修)政府委員 その点私からお答えした方がいいかと思いますので、私からお答えいたします。御承知の通りに、現在の憲法から申せば、内閣を構成する大臣は全部國務大臣ということになっております。内閣法も、そういう國務大臣をもって内閣が構成されておるわけでありまして、その國務大臣は、それぞれ実行政事務を分担管理するいわゆる行政大臣の地位を持っておられるわけでありまして、この行政大臣、分担管理大臣と申しますか、あるいは内閣法にいう主任大臣は、現行法のもとにおきましては、総理府の長としての内閣総理大臣及び各省の長としての各省大臣、これをもっていわゆる主任大臣としております。それ以外の國務大臣、つまり総理府の長あるいは各省の長でない國務大臣、これは広い意味においてはいわゆる無任所大臣といつていいものだと思いますが、しかしその中には、今仰せられたように、自治庁長官あるいは防衛庁長官あるいは北海道開発庁長官あるいは国家公安委員長、それぞれの職務にあてられた國務大臣があるわけです。こういうものをさらに無任所大臣からのけていけば、最後に残るものは何もポストを持たない國務大臣、これが狭義の無任所大臣だと思います。無任所國務大臣というものは、広い意味にも狭い意味にも使えると思います。そこで今自治庁長官のお話しがございましたが、自治庁長官は、これは御承知の通りに、自治庁設置法によりまして、國務

大臣をもってあてるということになっております。従いまして自治庁長官は、もちろん國務大臣であられるわけでありまして、行政長官としては総理大臣のもとに外局の長官でございますが、國務大臣たる地位を持っておられることは間違いないわけでございます。それと、その看板は私も見たことはございませぬが、おそらく自治庁長官たる國務大臣という御趣旨までつづめて書いてあるのじゃないか、かように考えます。

○愛田委員 国際儀礼を失礼してはいけませんのでこれで私は終わりますが、そこで最後に一つお願いしておきたいことは、自治庁の長官である某大臣が、國務大臣という立場の方を重視して看板をかけるということとは筋違いである。國務大臣なら総理官邸のどこかに國務大臣の看板をかけておけばいい。あそこまで看板をかける必要はない。そうすれば防衛庁長官のところに防衛大臣室と書いておかなければならない。総理府の外局であつたの部下がでたらめをやつておる。大臣室と書いてあるものと、長官室と書いてあるものとまちまちなのですが、そこを直される御用意はないか。あなたはその点を最高責任者として御答弁願ひたい。

○岸國務大臣 事情をよく調べて適当に処置いたします。

○相川委員長 眞崎委員。一分だけ許します。

○眞崎委員 時間がおありにならないときまことに恐縮ですが、先刻からの質疑応答の軍人恩給の問題は事重大と申しますので、一言申し上げますが、

御答弁はこの席ではけっこうです。先ほどの質疑応答を伺っていると、問題は戦争がどんな思想で起つたかというところに誤解がある。軍人はみんな軍国主義だ、こういう前提のもとに立つておる。それから軍人が戦争の下手人であつたがために、この戦争を軍人が始めたものだと思ひ込まれておるところに非常な誤解がある。それで軍国主義という思想は、ややもすると国家社会主義と混同しやすい。当時は相当の者までも国家社会主義は日本の国体に合ふと称しておりました。それに軍人の一部と官吏が、よく思想がわからぬためにこれにだまされて、ドイツ、イタリーの全体主義、ファッショと同盟して、しかもその国家社会主義はスターリンの一国共産主義と同じであるということに気がつかぬために、上手にロシアに操縦されてこの戦争が起つたのであります。決して軍人全部が軍国主義でもなく、軍人だからして必ず右翼だときまつたものではございません。軍人が戦争の下手人ではあるが、これを操縦したサル使は、いわゆる国家社会主義をモットーとした、共産主義をモットーとしたところの連中である。それに上手につき回された。社会主義のためにこれは起つた。その根本を研究してないために誤解がある。そして愛国心が起つてこないところがここにある。この点をよく御研究下されて、将来適当な時期にお答えを願ひたいと存じます。

○相川委員長 次会は来たる十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会